

第七十一回国会

参議院社会労働委員会會議録第二十二号

昭和四十八年九月四日(火曜日)

午前十時五十六分開会

委員の異動

八月三十日

辞任

田中寿美子君

補欠選任

小谷 守君

出席者は左のとおり。

委員長

大橋 和孝君

理事

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

須原 昭二君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

上原 正吉君

川野辺 静君

君 健男君

斎藤 十朗君

塩見 俊二君

高橋文五郎君

山下 春江君

小谷 守君

柏原 ヤス君

中沢伊登子君

沓脱タケ子君

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

齋藤 邦吉君

高木 玄君

翁 久次郎君

厚生省年金局長 横田 陽吉君
社会保険庁年金 出原 孝夫君
保険部長

事務局側
常任委員会専門 中原 武夫君
説明員
大蔵省理財局資 山口 光秀君
金第一課長
大蔵省銀行局特 山田 幹人君
別金融課長

本日の会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る八月三十日、田中寿美子君が委員を辞任され、その補欠として小谷守君が選任されました。

○委員長(大橋和孝君) 健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題

とし、質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 前回に続きまして年金関係二法案について質問を続けたいと思います。

前回は概略的なことで御所見を伺いましたが、今度は具体的にこの今回の改正案の内容について質問をいたしたいわけであります。特にこの五万円年金ということが唱え出されて以来、衆議院の段階でも五万円年金というものは誇大宣伝ではないかというふうな議論も出る戦わされたことは私も会議録で承知いたしております。その後衆議院の修正等もありまして、いまの段階の衆議院修正後の現在提案されている年金改正案はどういうことになっているか。厚生年金でどういうふうになるか、五万円になるのかならないのか。なるとすればどのくらいの人になるのか。国民年金ではどういう人が五万円になるのか。そういうことをまず前提として御説明いただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 政府原案におきましての年金水準は、御承知のように平均標準報酬の六割というものを年金水準と考えまして、標準的な被保険者期間を持ち、標準的な平均標準報酬をお持ちの方につきまして六割の水準ということに修正時点での金額的に幾らになるか、そういう計算をいたしますと、ただいま御指摘のようにおおよね五万円と、こういうことでございます。それで、それに対して、ただいま御指摘のございまして原案が九百二十円でございますのを千円に引き上げておられます。したがって、そういうふうになつた場合にどういうことになるかという点でございますが、簡単にその変動の部分の御説明申し上げます。

前提といたしまして、四十八年度中に新しく厚生年金の老齢年金を受ける者の数は十三万一千人

でございます。それで、そのうち加入期間が二十年以上である者、つまり本来的な被保険者期間を充足した者の数は八万六千人でございます。それで、そのうち五万円年金を受ける方の数は、政府原案でございまして三万一千人でございます。四十八年中に新たに老齢福祉年金を受ける者の中で加入期間が二十年以上の者に対して三六・三%でございます。それで、それが定額部分を九百二十円から千円に引き上げると修正の内容に従って申し上げますと、三万一千人が三万九千人にふえるわけでございます。それで、その結果、八万六千人という加入期間二十一年の者に対する割合は、政府原案では三六・三%でございますが、これが四五・三%になりまして、それでこの改正が平年度化したとします四十九年度には新しく年金受給者になる者の中で二十年以上の者のうち五〇%程度が五万円年金、四十九年度に五万円年金を受ける、このような計算になるわけでござい

ます。

○小平芳平君 国民年金のほうも説明してください。

○政府委員(横田陽吉君) 国民年金の給付水準につきましては、今回の改正による修正はございせんでしたので、その意味では政府原案のとおりでございますが、国民年金の拠出制年金は、御承知のように昭和三十六年に発足いたしました年金でございます。それで本来的な被保険者の期間は二十五年でございまして、当初からお入りになつておるとした場合に、二十五年の拠出期間を満了する時期は昭和六十一年でございます。ただ問題は、五年の待期間がございまして、それからもう一つは、付加年金を加えて五万円水準ということでございまして、それらのことを考慮いたしまして一つの計算をいたしてみますと、六十八年の三月でもって現在の五万円の価値を実現する

そういつた水準の年金になると、こういうことでございます。と申しますのは、この五万円年金と申します場合のこの五万円年金は、改正時点におきまして五万円の実質価値を将来にわたって維持をするということでございます。したがって、その維持の方法といたしましては、毎年消費者物価指数が五%以上上がった場合には、それに即応するだけの物価スライドを自動的に行ないますし、それから少なくとも五年ごとに一回の政策改定というものを実施することによりまして、この水準を維持することとございまして、この期間満了した六十二年、それからまた待期間満了した、現実に現在時点での五万円価値の年金を受給するといふ時点は六十八年三月末と計算されますが、この場合の名目的な年金の価格といふものが何万円になっておるかという点につきましては、おそらく十万円をはるかにこえるような金額になっているだらうと思ひます。

○小平芳平君 厚生年金の場合には、二十年以上加入の者で四五・三%ですが、それから四十九年以後は約五〇%、半数になるというので、約半数になる。ということは、半数に満たない人は、二十年以上厚生年金に入っていたけれども、五万円年金にはならないということですね。

それから、まして前回は指摘しましたし、本日もまた後ほど指摘したい幾多の問題点を申し上げたいと思ひますが、その通算の問題ですね。通算の問題がここで根本的な検討が必要になるんじゃないか。ということ、現実と同じ職場に二十年いたという人のほうがむしろ少ないかもしれない。この辺は厚生省はどう実態をつかんでおられるか。

それから国民年金の場合には六十八年ということになります。厚生省の計算では昭和三十六年から数えれば昭和六十一年で二十五年を満了すると。ところが実際上この厚生省の計算の八百円のほうは昭和六十一年で二十五年を満了する人が出ますが、二百円のほうはいつになら出るわけですか。

○政府委員（横田陽吉君） 二百円と申しますのは付加年金でございます。付加年金に夫婦とも入りになっておる場合でございます。これは付加年金とそれから基本になりますこの年金と合わせまして両方に夫婦が入っておる場合に一つの典型的な例をとって計算をいたしますと、先ほど申し上げましたように、六十八年三月末でもって現在の五万円の価値になると、こういうことでございます。

○小平芳平君 そうすると付加年金に初めから夫婦二人入っていたという人はどのくらいおられますか、何%ぐらい。

○政府委員（横田陽吉君） 調べて御報告いたします。

○小平芳平君 いずれにしてもこの国民年金で夫婦五万円というところは現在の時点でも相当先のことだ。これは付加年金で知りたいことは、最初の段階で夫婦とも付加年金に入っていたら、付加年金に入っておられる方はどのくらいいらっしゃるのか。

○政府委員（横田陽吉君） 付加年金の加入被保険者数でございますが、四十七年の十一月末に百六十二万九千人でございます。

○小平芳平君 パーセントは。

○政府委員（横田陽吉君） 百六十二万九千人です。二千万といたしますと八%になります。

○小平芳平君 厚生大臣、こういう実態からして四十七年度から考えた場合、八%の人が五万円年金が可能だということであって、どうもさきこは衆議院でも言われたことですが、あまりにも五万円年金というものの対する宣伝といひますか、国民の期待といひますか、それに対して内容はそうはなっていない。国民年金の方は四十七年から考えても八%だというふうな事実ですね、実態ですね、その点をどう考えられますか。

○国務大臣（齋藤邦吉君） 厚生年金のほうは、ただいまの御質問と御指摘等によりまして、大体現実的に二十年以上勤務した方が五万円または五万円近い金額を受けられる、こういうわけでござい

ますから、このほうはそういたして私は問題はな

いと考へておりますが、国民年金につきましても仰せのごとく、完全に成熟もいたしてございせん

現時点におきまして、夫婦で五万円をいたされる

というのはいずれに相当先のことであり、しかも

現時点において計算いたしましたも八%という非

常に少ない数であることは御指摘のとおりでござ

います。そこで、そういう点につきましては衆議

院、参議院におきましてもいろいろ御批判をい

ただいたわけでございまして、その部分について

は私もまさしくそのとおりだと思ひます。こういう

ふうになりましたのは、私などは実はこうした趣

旨の説明を十分しなかつたというところに与党政

府の不十分な点があつたといふことを私は率直に

認めざるを得ないと思ひます。私も実はこの年

金の問題になりますといふも言うておるの、現

在でも二万円年金あるいはその前は一万円年金で

ございまして、現実その金をいふすぐもえらる

という、実は法律的には説明を常にしていなわけ

なでございまして、すなわち、水準といふことを言

うておるわけなんです。五万円年金水準、

二万円年金水準といふことを、正確にはそう言う

べきなんです。言うべきなんです。ところが、そ

ういふことを、ややとするとその水準という二

字を、あまり十分国民に説明をしなかつた。そう

いふ点について私どもその説明は十分であつ

たといふふうには私は率直に認めておるわけでござ

いまして、いつも私はできるだけ水準、水準とい

ふことを使うようにしておりますが、それでも

国民には昨年の総選挙を通じても五万円水準

とはつきり言へばいいのでございまして、何か五

万円年金と、こゝろいきなり言うもんですから、い

まにでもすくもえらるるうちに、こゝろ錯覚を与えた

こゝろという点については政府の趣旨の説明が十分

であつたといふことを私は率直に認めざるを得な

い、かように考へておる次第でございまして。

○小平芳平君 普通この水準といふことは、賃金

水準といふような場合は、平均的なものを賃金水

準といふんじゃないでしょうか。したがって、こ

の五万円水準といへば、平均して五万円というふ

と被用者保険の場合の妻とどうしてこういふふう
に違っているかということなどもあわせて、前回
も検討いたしますということでしたので、本日も
検討いたしますということですので、これ以上具
体的に言っても無理かと思いますので申し上げま
せんが、私は、大臣もいま述べられたように、併
給の問題は、もっといままの遺族年金の問題以外に

もういろんな併給の問題点があると思うんです。ここで厚生省に対して併給の關係の資料の提出を再三求めたんですが、どうもまだ提出がありませんが、要するに、たとえば神戸地裁の堀本文子さんですね、この判決は、やっぱり併給の問題で争われた。ですから、同様なケースがどういうときに起こり得るのか。今回の改正では、その問題は、堀木訴訟は実体的には解決するような改正案になって提出されておりますが、訴訟のほうは控訴してあくまで争うのかどうか、ですね。その辺、ちょっと御答弁いただきたい。

○政府委員(久久次郎君) 堀木訴訟の問題でござ

いますけれども、児童扶養手当は、御承知のとおり、生別の母子家庭に対して、その稼得能力が低いということを前提にいたしまして、それに對して扶養しておられるおかあさんに児童扶養手当を支給することになっているわけでございます。

で、堀木訴訟が起りました段階におきましては、ただいま御指摘のような老齢福祉年金あるいは障害福祉年金を受給者であるおかあさんに支給することができない現行法のたてまえになっておったわけでございます。

で、なぜ国が娼女訴訟において控訴したかと申しますと、当時の法律のたてまえで兵庫県知事は異議の申し立てを却下したわけでございますけれども、これは、国が国会を通じて成立した法律というものは合憲であるという推定を受けるのが普通であると、したがって、当時、そのおかあさんに対して児童扶養手当と障害福祉年金を併給することができなかったのは法律上やむを得ない措置であった、と。したがって、この判断に対し

まして、合憲ということとをさらに上級の控訴審、あるいは最高裁等の判断を仰ぐことが適當ではないかということで控訴した次第でございます。

○小平芳平君 いや、それはそういうことだったでしょうが、いまこうした、今回、国会に對しては併給するといふ改正案を提出しているわけでしょう。こうした、実体的にはもう訴訟で争うものがなくなる。そういうときにおいて、なおかつ争っているところとおっしゃるのかどうかということとを伺っているわけです。

○政府委員(斎藤次郎君) 御指摘のように、確かに児童扶養手当につきましては、年々改善をはかつてまいりました。今回の改善の内容は、先ほども申し上げましたように、障害福祉年金あるいは老齢福祉年金との併給を認めるということ、争いの原因になっているものはこれによって解消されることは御指摘のとおりでございます。しかし、当時の現行法が合憲であったというわけ、これの、国の考え方をやはり裁判所の判断として求めることが至当ではなからうかという態度については、今後変更するつもりはないわけでございます。

○小平芳平君 大臣も同じ御意見ですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 今回御提案申し上げております法律が成立いたしますれば、実体的にはもう争う筋はないわけでございます、中身については、ただ、堀本訴訟におきましては、憲法違反だということを理由にしておるものから、いやしくも国会において合法的に、正当な手続を経て成立いたしました法律に基づく執行が憲法違反だという理由がどうかというところで争っているわけでございます、中身については、もうこの法律が成立いたしますれば、実体的にはもう争う筋はありません。しかし、その理由として、憲法違反であるというその理由について、いやしくも憲法に従って国会において成立した法律に基づく執行が憲法違反だというのはおかしくありませんかということで訴えを継続しておると、こういうことでございますから、私としては、そ

の理由について裁判所の御意見は納得できませんというところで、訴訟は継続していくべきではないかと、かように考えております。

○小平芳平君 ちょっとその辺、意見が違いますが、争うかという意味はちよつとわかりかねますけれども、もう一つ、厚生省当局から戦争公務扶助料を受けておられる方と、一般の公的年金を受けておられる方の併給について御説明ください。

○政府委員(横田陽吉君) 福祉年金の併給の問題は二つございまして、戦争公務による扶助料を受けておられる方に対する併給の問題と、それから一般の公的年金を受けておられる方に対する併給の問題と、この二つがございまして。

それで、最初の戦争公務による扶助料につきましては、一般の公的年金と別の観点が必要でございます。大尉までの軍人・軍属の遺族について併給を行なうというのを考えております。その理由といたしましては、尉官級以下の軍人は応召軍人も多く含まれておったというこの事情がございまして。それから、一般の公的年金とは違ひまして、戦争に強制的に従事させられたという、そういったことを考えますと、このような考え方をとらざるを得ないという考えでございます。

それから、ほかの公的年金を受けておられる方との併給の問題につきましては、そもそも福祉年金というものが、どのような公的年金制度からも給付を受けられない者に対する、全額国庫負担による年金でございますので、原則としては併給はいたさないというたてまえでございます。ただ現実には、非常に低額の公的年金を受けておる老人が相当おられるという実態にかんがみまして、従来は年額六万円までの併給限度額でございましたが、十万円に引き上げるといふふうに考えております。十万円の根拠と申しますのは、大体、拠出制の年金の中で、五年年金が今回改正で月額八千円になりますので、その程度までは併給をすることもやむを得ない、こういう考え方に基づくものでございます。

○小平芳平君 今回の改正で、一般の公的年金は十万円まで、それから戦争公務扶助料は尉官まで——これは三十七万幾らですね。それで、一方は三十七万円まで、われわれは十万円までというのは、国のやり方はいかに不公平じゃないかという陳情が来ておりませんか。いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) そのような陳情は私どももときどきお受けいたしております。

○小平芳平君 ですから、それについてどう考えますか。ただ聞きおくだけじゃしやうがないじゃないですか。厚生大臣どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私もときどき陳情を承っておりますが、国民年金法をつくりましたときに、よその公的年金を受けている方には老齢福祉年金なりそういう福祉年金はあげない、こういうことを原則として、ただし戦争関係の方々はほんとお気の毒ではないか、兵隊さんたちはほんとお気の毒じゃないかということで、軍人扶助料については特例を設けてきたわけでございます。しかも、その特例は、徐々に兵隊さんから伍長、曹長、それから尉官——大尉までで打ち切っておりますが、これ以上はいたさない考えでございますが、そこで大尉までということにしたわけでございます。そういうふうになり、兵隊さんからだんだん上げて大尉までということになりますと、一般文官もおかしいじゃないかという、それぞれのそのときそのときのニードと申しますか、社会的な要請に従って、一般文官も何とかしようにないかということ、一般文官の一部の併給ということを行なっていく、それも順次金額を上げていく、こういうやり方をとってきておるわけでございます。したがって、もともと、そもそも最初軍人だけは別だということから始まったんですけれども、やっぱりこれも低額の恩給を受けている方々にはお気の毒じゃないかというところで、そういう社会的要請に基づいて徐々に高めてきたわけでございます。したがって、私としては、差があるのはどうだろうかというお尋ねでございますが、もともと最初からそういう差があ

あったわけでございますから、やはりそこには金額の差があることはしかるべきではないかと思ひます。しかし、だんだん尉官ということにまでいきますと、その差がだんだん開いてまいりますから、その開いた差は縮めるようにこれは努力をしていく、同じにするということとは必ずしも適當かどうか、私は疑問ですが、差を縮めていく、この努力は私はしていくべきではないか、かように考えておる次第でございます。今後ともそういう方向で進めてまいりたいと考えております。

○小平芳平君 局長もよくそれを聞いておいてください。なるべく縮めていくという方向が現時点としては正しい考えだと思ふんです。これは戦争の方もお気の毒ですが、かといって同じ町内に住んでいても、同じ施設に入っている片方はこう、片方はこうという差が大き過ぎるということじゃないかと思ひます。私もそう思っているわけですが、それから次にもう一つ、これも別の問題ですが、五人未満事業所についての適用はどうなっておりますか。この点についても、衆議院で答弁されている点は私も読んできておりますから、簡単にけつこうです。

○政府委員(横田陽吉君) 五人未満事業所に対する適用の問題につきましては、すでに御承知のとおりでございます。個人経営などのような零細企業が多々ございまして、従業員の移動なり事業所の変動というものが非常に大きくて、はたして安定した雇用関係があるのかどうか、非常に問題でございます。したがって、そういう点について十分その実態をきかれました上でできるだけ早い機会にこれらに対する適用の問題も具体的に進めてまいりたいと思ひます。また同時に、この問題は医療保険の問題にも同じような問題がございまして、それらの調整も前向きに処理いたします際にはあわせ検討をしてみたいと思つております。

○小平芳平君 まさしくそこまでは衆議院でも答弁しておられますが、法律関係はどうなっているんですか、厚生年金保険法では。

○政府委員(横田陽吉君) 法律関係は、五人未満事業所は強制適用対象からはずれておるわけでございませう。

○小平芳平君 それは第六条ですか。附則ではどうなっていますか。

○政府委員(横田陽吉君) 附則のほうは、これは五人未満の事業所については適用事業所とするため「効率的な調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。」というふうな行政に対する一つのしほりが置いてございまして、御指摘のこの線に沿って私どもは検討を進めなければならぬわけであります。ただ、現時点におきましては法律の適用関係につきましては、ただいま申しましたように強制適用の対象にはなっておりません、こういうこととでございます。

○小平芳平君 その附則はいつですか、できたのは。

○政府委員(横田陽吉君) 昭和四十四年でございませう。

○小平芳平君 ですから、昭和四十四年ころの答弁は先ほどのようでもよかったでしょう。いまだにその法律ができて四年過ぎた。同じ答弁でいいんですか。あるいはどういふふうに進めてきたんですか。

○政府委員(横田陽吉君) この附則が入りましてから法律上の責任をいたしまして、いろいろな行政努力はいたしてきてきたわけでございませうけれども、何せこの事態の究明はいろいろむずかしい問題がございまして、たとえば年次計画でもって厚生年金の適用事業所に加えていくとか、あるいは一挙にそのようにするとか、あるいはまた一定のタイムリミットを切って実施に踏み切るとか、いろいろなやり方があり得ようかと思ひますけれども、そういった結論には遺憾ながら達しておらないというところでございませう。

○小平芳平君 結論に達していないから、法律はできたけれども四年間何ら進歩はなかったと、こういうことですか。

○政府委員(横田陽吉君) 実際問題といたしましては、いろいろな方法によりまして、この辺の事態の究明に努力はいたしておるわけでございませうが、特に厚生年金につきましては御承知のように非常に長い間にわたって保険料を提出してもらって、というふうな長期保険でございまして、この五人未満事業所に対する適用につきましては、どちらかといいますと、医療保険以上に非常にむずかしい問題がございませう。で、そんな関係がございまして、それからほかの労働保険の場合と違ひまして、厚生年金保険の適用対象からはずれていない場合は、その裏を返しまして国民年金の適用ということがあつてどつちかの網には必ずかかる、という問題もあるわけでございませう。と申しましても、雇用労働者というふうな観点から五人未満事業所の労働者を考えた場合には、筋をいましては、この四十四年の附則にもございまして、できるだけ早い機会に被用者年金の体系の中に組み入れていくというふうな方角をとつておるわけでございませう。その方向については決して私ども間違つた考えを持っておりませんが、いま申しましたように長期保険であるという事態、それからまた急いで被用者保険に移すことによつてかえつてあとと禍根を残すというふうなことも避けなければならぬ、その辺のつなぎは国民年金が一応それを受け持つておるといふようなこともございまして、いま直ちにこの問題について具体的な方策を実施に踏み切る段階までは至つておらないわけでございませう。

○小平芳平君 そういう抽象的な説明では、附則第二条の二ですか、これに基づいた努力のあとといふものは見られませんか。ただ、いまの御説明でもむずかしい点がある、あるいは国民年金もあるんだからというふうな御説明に終わつております。まあこれは、一体どういふ姿勢でどう取り組んで、どういふ成果を上げるかということは今後の問題といたします。

それから次に、障害年金についてです。障害年金については、国民年金の衆議院の修正、二級にという衆議院の修正が非常に御要望の高い点でしたが、それはそれで了解いたしますが、この国民年金と厚生年金の障害の等級の当てはめ方について、こうした各年金の障害の等級というものは一本化するべきが本来の筋じゃないか。これはいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 理想から申しますと、障害等級は一本化できれば一本化するべきものだと思います。ただ、この問題につきましては、それぞの制度の沿革等もございまして、それから一つ一本化のために相当大がかりな研究班を組織いたして検討いたしました事実もございませうけれども、なかなか思うような結論に達しなかつたという過去の事実もございませう。

○小平芳平君 それでは、これもやはり直接障害年金を受けておられる方で、厚生年金の方から、国民年金と比較して不利だといふことの陳情は来っておりませんか。そういう御要望はありませんか。

○政府委員(横田陽吉君) 障害年金に關しましては、正直申し上げて一番いろいろな御陳情は多くございませう。たとえば、廃疾認定をいつの時点でやるかと、いろいろな問題を含めましていろいろな陳情がございませう。厚生年金と国民年金を比べました場合の有利不利の問題など、確かに多数の陳情はお受けしております。これらの点についても実は今回改正の際に相当思い切つた改正をやる予定で私どもは取り組んだわけでございませうが、いま申しましたように、まず障害等級の一本化の問題というものは過去においてそういういったデッドロックに乗り上げたという事実もございまして、それからもう一つは、障害年金の問題は私どものほうの所管の厚生年金、国民年金だけではございませうで、共済の問題、それからまたいろいろな他の法律の体系において手当てとして処理しておる問題、そういったものとのつなぎ等がございまして、今回改正においては、この点についてははかばかしい内容を盛り込むことができなかったわけでございませう。

○小平芳平君 簡単に言いますと、国民年金は一級、二級、厚生年金は三つの段階に分かれていてという点でしよう、問題としまして、それは本来あるべき筋は一本化するの筋だが、ということをお前提にして局長は答えておられますが、大臣はどのように考えられますか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 障害等級の一本化ということは、私は非常にこれはやるべきだと思つてゐるのです。ほんとう言いますと、国民年金、厚生年金、厚生年金のほうは三等級、国民年金は今回の改正によつて二等級、何とかしてこれを一本化していくようなやり方をしたいというのが私の念願でございませう。したがって、今後できるだけこういう点を中心に検討を進めまして、これは身体障害者福祉法との関連もあるわけでございませう。過去うまくいかなかつたという事例はありますけれども、やっぱりこれは思い切つて一本化していくような方向に検討を進めたい。できるならば、次に年金法の改正でもやるようなときにはやはり一つの大きな柱として努力をしていくべきではないか、かように私考えております。

○小平芳平君 きわめて大臣に期待するところ大でございませうから、ひとつよろしく御検討いただきたく思います。

それから、同じ障害でもハンセン氏病のような場合、そのほかにも等特殊な障害がございませうが、具体的に一例あげますと、ハンセン氏病のような場合、こうした等級の分け方に特別の配慮がなされるべきではないか。これに対してはいかがでございますか。

○政府委員(横田陽吉君) この障害年金のやり方といたしましては、御承知のように機能的な障害がどの程度であるかというところに着目をしてやらなければならぬわけでございませう。したがって、ハンセン氏病につきましてもそういう疾病別にそのようなことをやるということは制度論としては非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、具体的な障害の認定にあたりましては、十分その疾病の実態に応じたような障害の認定をいたすべき

だと考えておりますし、また、現にそのようなことで処理をいたしておるつもりでございます。

○小平芳平君 それから、この点につきまして報酬比例部分が手直しされたわけですね、今回、昭和四十六年十月以前の標準報酬の手直しが行なわれたと。それでもなおかつ十数年前に障害を受けられた方は不利だと、固定部分をもっと増額してほしいと。そうでないと、報酬比例部分のこの今回の手直し、この手直しの内容についてはとても複雑で、この委員会でも御説明いただくのも無理かと思いますが、これについては前回も局長から答弁がありましたので、今回はこのやり方についてはけっこうですけれどもね、やっぱりこの手直し自体も、「再評価率の考え方」という、こういう資料を出されましたね、この平均標準報酬月額額のこのこまかい計算を私は他の審議会にいたしておりますが、どうもこういう計算で、障害者の方がおっしゃるよう不利な立場、十数年前の障害、それ以来この障害年金を受けていらっしゃる方には、こういう手直しではまだまだ不十分だという皆さんの御要望に対してはどう考えますか。

○政府委員(横田陽吉君) 過去において受給者になられた方と、これから先受給者になられる方とのその格差の問題は、この障害年金、遺族年金等にもみえてはなくて、老齢退職年金についても共通の問題であらうと思います。したがって、標準報酬の再評価につきましても、障害年金に限って特段の不利ということはあり得ないことでございますが、標準報酬の再評価の問題につきましては、賃金それ自体を再評価するという手法がなかなかむずかしい。と申しますのは、現在の厚生年金、御承知のように、標準報酬制度をとっておりますので、したがって、いろいろな制約がございます。それらの制約の中では最大限実現に即するよう、そういった再評価をいたしたつもりでございますので、受給者になった時点が過去であるか今後であるかということによって大きな格差はないと考えております。

○小平芳平君 さあ、そういうことになることの説明をしてもらわなくちゃいけないですがね、しかし、この説明はできますか、委員の皆さんに資料も配ってなくて、できますか。——相当頭のいい説明をしてくれないとからないですよ。どうぞ、お願いします。

○政府委員(横田陽吉君) 基本的に申しますと、この再評価は四十八年の十一月から年金額を改定をいたすわけでございますが、その場合に、全雇用期時を通じての標準報酬の平均をとりまして、それを基礎にして年金額を計算するという従来のたてまえは踏襲をした、これが第一でございます。

それで、その場合に、昭和四十年の改正の際にインフレのひどかった時期の標準報酬を全雇用期間を通じての標準報酬の中に入れますと、不当に年金額が低くなるというふうなことで、三十二年十月以前の標準報酬は切り捨てておりますから、したがって今回の再評価にあたりまして、全雇用期間ということではあります。三十二年十月以前の加入期間を持った方につきましては、それははずしてございます。

それで問題は、再評価をいたします際のそのものさしをどこに求めたかということでございますが、それで、このものさしはできるだけ技術的に現在に近い時点のものさしを用うべきであるというところから、昭和四十六年十一月から昭和四十八年三月のこの標準報酬の月額をものさしに使ったわけでございます。それで、そのものさしと、それから各年次におきましての標準報酬とを比べまして、そこで従来分につきましては何倍かの再評価をしたら、こういうことです。ですから具体的に申しますと、二、三の再評価率をお示しいたしますと、一番古いものにつきましては、いま申しました四十六年十一月から四十八年三月までの標準報酬を一〇〇と、一といたした場合には一番古いものは三・八七、それから一番新しいものは一・一五、三・八七から一・一五の中に時系列的に再評価率がおさまっておるわけでござい

ます。そこで問題は、標準報酬の平均額をなまでのまで使ったかどうかと、この問題についていろいろ御疑問を出されておる場合が多いのでございまして、そのなまでのままの再評価率を使いませんで、幾つか修正をいたしてあります。その修正の点について御理解をいただければ、大体この再評価率の適正さかげんというものは御理解いただけるものと考えておりますが、まず一つは、さっき申しましたように、前回改正の際に三十二年以前の標準報酬というものは、これは切り捨ててござい

ます。これはさっきちょっと申し落としましたが、こういうやり方のも一つの再評価のやり方であるわけでございます。古い時代のものは切り捨てて使えるだけ新しい時期のものだけを年金額の計算に使うというふうなことをやりますと、時系列的に申しました場合の再評価の問題はなくなつてまいるわけでございますから、前回改正の際にはそのような手法をとったわけでございますが、今回のものはそういうことではなしに、ずっと各年次の標準報酬というものを、いま申しました新しい標準報酬でもって読み直すということをやっておりますが、まあ、いずれにいたしましても、三十二年の以前のものを切り捨てたというところは、再評価をいたします際に、どのような影響があるかという問題でございます。それで端的な例を申し上げますと、この三十二年よりずっと以前に厚生年金の被保険者になった方がいるといたします。それで二十年あたりにお入りになってますと、二十年あたりの場合はまだお入りになって間もない新入社員であるわけですが、三十二年ぐらいいつになつて、役付等になったと、通常そういうふうなコースをとるわけでございますが、その方につきまして全雇用期間、つまり三十二年前が切り捨ててなかつた場合と、切り捨てられていた場合とを比べてみますと、切り捨ててなかつた場合は新入社員時代からやめるまでの間の平均標準報酬がすべて平均されて出てまいります。三十二年前が切り捨てた場合には、役付になった以降のそういった標準報酬だけが基礎になると、こういうこ

とになります。それでその辺の問題でございまして、三十二年切り捨てということを考えた場合に、それをなまでのままに再評価いたします場合には、いま言ったように役付になった以降の標準報酬だけが基礎になって年金額が計算されるということになりますので、高過ぎるわけでございます。その辺の修正をまずいたしたわけでございます。大体これはいろいろなケースについて計算をいたしてみますと、修正率は一〇〇程度、つまり一〇〇程度なまでの再評価率を修正しなければならぬ、こういうことになります。

それから第二番目は平均年齢でございますが……

○小平芳平君 ちょっと途中でですが、結局いま説明しようとしておられることは、四十六年十一月から四十八年三月を一〇〇とした場合ですね、基準とした場合に、三十三年三月現在の実績が五・五三倍だと、ちょっと一〇〇というのが逆にとれちゃったわけですが、三十三年三月現在から見ると五・五三倍になるはずだと、それをいま局長がする説明する理由によつて三・八七倍に押えた、こういうわけでしょう。ですから、その辺は、専門家はそういうことできわめて合理的、りっぱな修正になっていると思つてゐるからもしもませんが、ちょっとしるうとはわからないです。それは、実際問題、標準報酬というものは五・五三倍になっているのに、再評価率は三・八七倍になぜ押えるのか。しかし局長のおっしゃるそういう説明で、三・八七倍で不利はこうつていいんだと、こういうふうに言わんとしているわけですか、結論として。いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 結論は御指摘のとおりでございます。

○小平芳平君 ですから、まあ、先回も指摘しましたように、制度審議会の答申も再評価をしたことは評価すると、しかしそのやり方が複雑で、また今後の見通しを欠くというふうに指摘していたこともそのとおりだと思つた。結論はそういうことですから、そういう意見もあることを十分お

考えいただきたい。

ちょっと時間がおそくなりますので、次に別の問題に入りますが、五年年金の任意加入の再開、これは六十二歳から六十七歳の方ですか、この点について、簡単にけっこうですから御説明いただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 簡単に申しますと、昭和三十六年に拠出制年金が始まりました際に、すでに五十歳をこえておられた方につきましては強制適用の対象からはずしたわけでございます。そういう方については拠出制年金からさらにはずした。したがって五十歳をこえ五十五歳に至られる方、この年齢層の方につきましては、短期で年金権に結びつく十年年金をつくったわけでございます。ところがこの十年年金の加入の状況は必ずしもよくはございませんでしたので、昭和四十年に同じ年齢層の方を対象といたしまして、五年でもって拠出制年金に結びつくという方途を講じたわけでございます。これは要するに、できるだけ任意加入の階層の方につきましても、拠出制年金に結びつくことが年金のあり方としては妥当であると、そういう考え方でございましたが、今回さらにこの同じような年齢層の方につきまして、それで、五年年金は御承知のように四十五年からでございますから、昭和五十年から始まるわけでございますが、さらにまだ加入なさっていない方については、再び同じように入するよう方途を講ずることによりまして、拠出制年金に結びつけてまいりたい、簡単に申しますと、以上のようなことでございます。

○小平芳平君 そのこと自体は私にけっこうだと思ひますが、ここで、その申し出期間は四十九年三月三十一日までですか、となりますと、六十二歳を過ぎていらっしゃる方、現に一つとめておられる方、しかも御主人がなくなつて以来、子供さんを育ててきたお年寄り、お年寄りと云つていいかどうかかわりませんが、六十歳をこされた方が新しくつとめに入られた。そうすると、厚生年金に

強制加入になりますから、この申し出ができません。わけですね。そうすると、現に一つとめていらっしゃる方は、十五年なら十五年つとめれば厚生年金の老齢年金の対象になります。六十過ぎてから十五年間という七十五歳までですから、そうするとやはりこれらの人は拠出制の年金からはみ出してしまふということですか。

○政府委員(横田陽吉君) 国民年金の拠出年金でございまして、この五年年金は、先ほど申し上げましたように、任意加入の年齢階層の方では公的年金に入らない方を対象として拾うことによつて皆年金ということになると、こういう方策でございまして、それで、したがって結果的には、先生御指摘のような結果になるわけでございますが、厚生年金に入っておられる方につきましては、厚生年金に入っておられるというふうなことで、この五年年金の対象にしてカバーをするというふうなことにはならないわけでございまして、まあ、いま申されたようなそういう問題が出てまいります。

○小平芳平君 大臣はそういう方は直接御存じないかもしれませんが、いまの社会はそういう人もわりあい多いわけですね。それは働かないで何らかの収入があればいいんですが、あるいは福祉年金なら福祉年金までたつたというふうなことができない人がいるわけですね。したがって、働かに行けば強制加入になる。そうすると、現実問題、ほとんど受け取る見込みのない老齢年金、老齢年金はほとんど受ける見込みのない人が一方では保険料を差し引かれながら、しかもこの国民年金の拠出制の対象にもならないという……。ですから、いまの制度では救済の道はないかもしれないが、そういうのはじき出される人がいるということをよく御認識いただきたいと思うのですが、何か救済の方法は立ちませんか。

〔委員長退席、理事須原昭二君着席〕
○國務大臣(齋藤邦吉君) そういう方は確かに御指摘のように厚生年金の退職後の老齢年金はもらえないという事例になることはおっしゃるとおり

でございますが、ただ、厚生年金に入っていることによって、たとえば障害年金とか遺族年金とか、そういう恩恵は受けられるわけでございまして、メリットはそこにあるわけですね。それと同時に、たとえば十年の短縮通算年金、こういう制度もあるわけでございまして、むげにそれはむだだというわけでもないと思ひます。けれども、実際問題としては老齢年金はもらえないということは避けれないと思ひます。しかし、いま申し上げましたように、障害年金とか遺族年金とかそういう面についてのメリットはあるわけでございまして、ですから、こういう問題、いろいろ具体的にこまかいやうに処理しなければならぬ問題があると思ひます。そういう問題については、私どもは今回のような大改正をやったあとですから、今後はこういうこまかいような問題でも、いろいろ恩恵を受けられないような問題について、もっとどうすればいいかというのをきめこまかく拾ひながら検討を続けてまいり、こういうふうにいいたしたいと思います。

○小平芳平君 大臣、このこまかいということが言えないんですよ、福祉の問題については。あなた一人ぐらいたつこまかい問題ですよというものは言えないと思ひますよ、その人にとってはそれ以外にはないわけですから。ですから、そういう点、いま指摘いたしましたような点、それはちょうど前回指摘した脱退手当を受けてしまった人と同様、この年金制度のワケから除外してしまふという国民をどれだけ出さないかという政策上の問題として取り上げていただきたいと思ひます。かりに六十二歳の方が、おばあさんならばあさが、いまは働いて厚生年金の保険料払っている、しかし、あなたは、いまおっしゃったように、障害、たとえば手を切断しちゃったとか、足を切断しちゃったとか、そういう障害でも受ければメリットがあるんだと、しかし老齢年金はだめだよと言われる、なかなか納得できないわけですね。ですから、そういう点、ひとつ御検討いただきたいと思ひます。

大臣もおっしゃるように、どうも厚生省でこういう案を立てられる方はそこまで実態をつかんでないんじゃないかと思ひます。それはまあ、法律とか、いろんな計数整理とかいうことではきわめて有能な方ばかりおそろいだと思ひますが、しかし、この実態としてどういうケースが起こるかということ、そういうすみずみまでわかつてないというくらいがきわめて私は多いと思ひます。ですから、何らかの形で、今後この制度そのものを検討される場合はもう少し実態をよく把握していただきたいと思ひます。いかがですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先般、御質問もございましたが、厚生年金から脱退手当金を受けたような人たちがしたような問題、まあ、たくさんあると思ひます。厚生省の役所の方々はやっぱりそういう社会の実際において悩んでいる問題も十分陳情その他を通じて、承知もいたしておるわけでございまして、今後こういう問題についてできるだけこまかい手当てをしていくように十分将来の問題として研究いたしてまいりたいと、かように考えます。

○小平芳平君 それから次にこの福祉年金ですが、老齢福祉年金は五千円に引き上げようという提案でございまして、四十九年度は厚生省からいただいた予算要求によりまして、七千五百円に引き上げようというところで要求しようとお考えのようですが、新聞報道などで見ますと、与党内あるいは田中総理がどういうお考えか、これもきわめて一足飛びに福祉年金一百万が実現されるのか、あるいは報道も見受けたことがありますが、この辺はどうなっておりますか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先般のちょっと新聞見ましたら、来年度において一百万にしたらどうかという意見が党内にあるような記事が出ておりますが、これはもう全然私、推測の記事だと思ひます。先般も党内においていろいろな予算の問題、相談をいたしました、どなたも来年度一百万にしようというのを言う人は一人もおられません。

○小平芳平君 それからこの支給制限についてですが、本人所得の場合と、それから扶養義務者の所得の場合となっております。この点はどうですか。

撤廃にはほひとしいような結果になりますので、極端な高額所得者についてはやはり国民感情の上から申ししてもさらに福祉年金を差上げるといふことがいかがかというのを考え合わせまして、事実上所得制限の撤廃にひとしい、そしてまたかつ国民感情にも適合するといふふうなことでこの六百万円というものを考えたわけでございます。したがいまして、来年度それ以降につきましても大体同じような考え方をとりたいと思っておりますが、ただ問題は、本人の所得制限につきましては、たとえばあんま、はり、きゅうの方でございまして、か、そういつた方がある程度税の面で目に見られておったという方が何らかの事情で非常にシビアな税法の適用をされますとすぐ所得税がかかります。そういう場合に、所得税がかかると、たとに障害福祉年金の支給がうようなことで、とたんに障害福祉年金の支給がストップするといふようなこと等もございまして、それで、こういつた点について何らかの改善をいたしたいと考えておりまして、それで来年の要求につきましては、まだ私どもの要求でございいますから、これが実現するかどうかは将来の問題になりますが、来年度の問題といたしましてはこの所得税の非課税限度ということと離れまして何らか別個の福祉年金の本人の所得制限の限度というものを考えたいといふふうに思っております。

○小平芳平君　先ほどの福祉年金一万円と同じように、それとは……、まあ、福祉年金一万円は全く誤報であったというならこれは別問題ですが、いまの扶養義務者所得制限は四十七年一月三十一日、社会保障制度審議会で北川年金局長が扶養者の所得制限は撤廃しますというふうに述べていたわけですが、それをいまの説明のように撤廃と同様といふようなことなんだということなのか。それから同じく四十七年六月十六日、参議院社会労働委員会の附帯決議でも扶養義務者所得制限は撤廃ということが述べられているわけですが、そうすると、いまの局長の説明では両方ともこれは満

○政府委員（横田陽吉君）　ただいま申し上げましたように、実質的には撤廃にひとしく、かつ極端な高額所得者に対してまで云々という、そういう点から考えますと、むしろこのほうが実質的撤廃であり、またいろいろな角度から考えました場合に適当なやり方だというふうに考えております。それで、確かに形式論理的に申しますと、完全撤廃とは違いますが、まあ、このようなことを申し上げることが妥当かどうか多少問題はあると思いますが、たとえば公務員につきまして、四十七年度の所得で六百万という線を引くわけでございますが、まあ、局長以下はいずれも六百万未満でございますので、これは大体私どもの親がおり

ました場合にはいずれも扶養義務者の所得制限にはひつかからない。それで、大体、四十七年度で申しますと、事務次官、この辺のクラスになってやつと所得制限の限度にひつかかる、こういうふうなことでございます。ですから、やはりその全額が税金でございます関係上、まあ、その程度の所得制限というものはむしろあつたほうが望ましいというふうな観点から、まあ、形式論理的には撤廃ではありませんけれども、実質的には撤廃にひとしく、かつ適正な考え方であると私どもは考えております。

○小平芳平君　まあ、そういう御意見は、なかなかむずかしい御意見を述べられますが、形式的にはとか、実質的にはとかね。それで、そういうことは別に附帯決議にも形式的にはとか、実質的にはとか、あるいは北川年金局長の答弁にもそんなふうにはなっていないわけですが、まあそういう御意見だということをわかりました。

まあ本来は、そういう局長の述べられる国民感情、あるいは役所でみると局長までは全部入ると、事務次官くらいだという、そういう説明が一つと、それからもう一つは、やはり核家族化といえますか、自分のお金として入るお金がほしいという、そういう一面があるわけでしょう。そういう点もお忘れないようにひとつしていただきたい

それで時間の關係で私は次に、もう一つの問題で終わりたいと思いますが、スライド制につきましてですね。それで、このスライド制につきましても、まあいままではなかつたことですから、それが新しくできるといふことについては評価されておると思います。ただ問題は、はたして消費者物価でいくならば、五%というのはどういふことなのかですね。むしろ外国の例のように三%くらいが妥当じゃないかという意見も十分あるわけです。とともに、また特にこの厚生年金等については賃金にスライドすべきであるという、そういう強い主張もあるということも十分御存じだと思います。その二点についていかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) まず第一の自動的なスライド制を發動する場合の要件といたしましての消費者物価指数の上がりぐあいが何%ぐらいがよろしいかという問題でございますが、まあ、この点につきましては、実は私どものほうの社会保険審議会で、これは四十四年の三月に答申を出しておりまして、そこで五%が適當であると、こういうふうなことがまずうたわれております。それからもう一つは、この制度を考えました際に、過去何年間かの物価騰貴というものをいろいろ計算いたしてみました、やはり五%以上騰貴いたします場合は、実質価値の維持という点から特段の考慮をすべきような状態であるというふうな過去の実績もございましたので、それで五%という数字をとったわけであります。それから問題は、賃金をスケールにするか、消費者物価をスケールにするかという、そのものさしのとり方の問題でございますが、この点につきましては、簡単に申し上げます、厚生年金は御承知のように千差万別の企業が対象でございますので、この賃金の上がりぐあい等もいろいろ職種、業種あるいは企業によって異なりますし、さらにまた、国民年金につきましても同じようなスライド制導入の必要がございますので、そうなつてまいりますと、国民年金は農民ないし自営業者でございますので、労働者の賃金

というものをそのままスライドのスケールにとることか、いかかという問題等もございすので、それで自動的にスライドする場合のものさしといましては、消費者物価をとったわけでございす。で、ただ問題は、少なくとも五年に一回の全面的な年金額その他の改定の時期には、賃金もあるいはまた生活水準もそういったものもあるゆる要素を勘案いたしまして、まあ、その時点で最も適当な年金額の改定をはかるとい、いわゆる政策スライドの余地というものは法律上も残してございすので、それと相まって消費者物価をものさしとする自動スライド制が適当なものだという判断に立ったわけでございす。

○小平芳平君　まあ、局長の説明は適当なものという説明しか出ないと思ひますが、大臣です、この五％の消費者物価騰貴というものは非常にきびしいですね、庶民にとっては。特にこの年金生活者にとつての消費者物価五％上昇というのは非常にきびしいのが現実だという点が一つと、それから政策スライドについても触れられました、それが五年に一回をもつと短縮するとか、何らかの方法を考えていかなければ、まあ、いろいろな点で、いろいろなケースで指摘いたしましたけれども、やはりこの年金生活者が非常に苦しい立場に追い込まれるということが指摘されております。したがって、この点についての御見解を伺いたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　物価スライドについて五％というのを設けておるわけでございす、これは何％がいいか、まあ、いろいろ意見のあるところだと私も思ひます。しかしまあ、私どもの考えましたのは、昭和四十四年の答申等もございすので、まあ、五％ということをしたわけでございす、将来十分私どもこの法律施行にあたりまして、いろんなそういう問題も含めて、今後の改正までに十分検討させていただきたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、五年に一回の政策改定というお尋ねでございす、私どもは法律

的にはまあ、五年以内と、こうなっておりますが、五年ごとに、五年たたなければならぬと、こんな考えは全然持っておりません。いなむしろ、最近のように非常に賃金上昇が激しく、消費者物価の上昇も非常に激しい、経済の非常に大きな変動期でございすから、こういうとき、まあ、特に私はこれを早めていくという考えは持っております。これはまあ、衆議院においてもお答えをしたのでございす、今度の改正は実は四年目にやっておりますわけでございす。四年目の大改正でございす。しかも今日までの四年というものは、今日のような変動の激しくないある程度時期であつたと思ひます。ですから、これだけの政策改定をやるわけでございすから、率直に言わしていただきますと、私は四年待たないで、まあ、三年程度に、今後、この法律成立後三年後くらいにやはり思い切つた政策改定をやるべきじゃないかと、こういうふうな考えております。

したがって、法律に五年以内ということがありまうから五年までは絶対やらぬのだという考えはなくて、いなむしろ経済状況の激しい推移とらみ合わせながら、できるだけ早く改定をし、そして物価スライドをとりながら、そうしたときには、労働者の賃金なりそういう動向等を十分頭描いて政策改定をやつていきたい、私は率直に言つてそういう考えは持っております。

○小平芳平君　大臣のいまの御答弁に期待をいたしております。で、年金を中心に大まかな質問をしてまいりましたが、午前中の時間もこれで過ぎますので、これでもって年金についての質問を終わらせていただきます。

その他の問題は、また後の機会に譲らしていただきます。と思ひます。

○理事(須原昭二君)　両案に対する質疑は、午前中はこの程度にとどめます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(大橋和孝君)　ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中沢伊登子君　年金の問題について質問を申し上げる前に、一般的な問題について一、二御質問を申し上げたいと思ひます。

それは私が再三委員会や本会議で御質問をしておることが、あるいは重複するかもしれませんが、わが国が直面している最大の深刻な社会問題でございす。その原因は人口構成自体の老齢化、核家族化の進行など、あるいは社会情勢の変化によつてもありましようけれども、より根本的には、自民党政府がそうした変化に対応した老人福祉政策を推進してこなかったというところに、一つの原因があるかと思ひます。しかし、政府は国民の激しい世論にやつと重い腰を浮かし始めたが、年金改正に見られるように、依然形だけを整えようとする姿勢は変わっていないように思われまう。年金問題に就ける前に次の点について政府の姿勢をお伺いしたいと思ひます。

そのまず第一は、老人養護ホームの問題であります。現在、社会福祉施設五カ年計画のもとに、希望者全員を入所させるべく増設されております。この目標自体問題はありませんが、ここではその問題には触れないことにいたしておきますが、施設で働く職員の問題に触れておきたいと思ひます。施設があつても真心のこもった看護体制が確立していなければ、真の老人対策とは言えません。しかし、現実には老人福祉施設の専従職員が占める割合はわずかに八・七％にすぎません。このために満足に、親身になって世話をす

るには職員たちが身を粉にして働かなければならぬ。こうした職員の善意にたよつてゐるのが現状であるように思ひます。これは何も老人施設だけではなくて、他の社会福祉施設でも同様でございす。この問題については、再三三四こでも御質問申し上げ、また他の委員からもいろいろ質問をされたところでございす、最近では職員の約六〇％の人が腰痛で職務につけないうために閉鎖せざるを得ないほど状況が悪化してまいっております。私はわが国の社会保障が、こうした人的面で崩壊するのではないかとたいへんおそれてゐるものでございす。そこで私は、社会福祉施設の職員が、安心して職務に専念できるように、地位やあるいは待遇改善を法に基づいて対策が進められるような立法措置を行なうべきだと思ひますが、この点についてお伺いをいたします。

○国務大臣(齋藤邦吉君)　老人養護ホームのみならず、各種社会施設におきましては、あたたかい介護の手を差し伸べるような看護婦なり、その他の職員を充足するということが必要であることは、お述べになりましたとおりであります。特にいろんな施設を考えてみますと、重症心身障害児の施設などにおきましては、現在の基準としては一・五人に対して一人という基準で、看護婦の配置をしておるわけでございす、最近特に重度心身障害児につきましては、相当年齢も高くなり、体重も重い子供も多いというふうな事態もありまして、非常に腰痛を訴えられる職員が多くなりまして、まことに遺憾とするところでございす。この問題につきましては、先般来社会労働委員会において種々御批判をいただき、御指摘をいただきましたので、さしあたりの応急措置として、これが改善をはかうというふうにいたしまして、特に体重の重い子供が相当部分入つておる施設につきましては一・五対一を二対一というところで、さしあたり応急的な措置を講じてまいつたわけでございす。

なお、そのほかの施設につきましても、これに類するいろんな事例が見られておるわけでござい

まして、私どもは今後も重症心身障害児の全員収容の方針、さらにまた老人養護ホームにつきましても、すでにできております五カ年計画に基づきまして、その施設の整備をはかってまいりながらでございますが、やはり基本は職員の充足、マンパワーが基本であると思っております。何とかこの問題を解決することが、厚生省の当面の最大の任務と心得ておるわけでございまして、それがためには、職員の養成をできるだけ多くするというと同時に、より基本的には、その処遇の改善をはかることが基本であると考えておるわけでございまして、先般看護婦につきましては、人事院の勧告が一部出たわけでございますが、追ってまた第二次の勧告も出さうというところ承っておりますわけでございまして、そこで看護婦の処遇とにらみ合わせながら、これらの社会福祉施設に従事しております職員の待遇改善については、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

看護婦その他の養成計画につきましては、たびたび申し上げております社会福祉長期五カ年計画に基づきまして、このマンパワーの養成確保というところを最重点に置いておるわけでございまして、最終的な計数に基づく計画はできておりませんが、私どもとしては、この点に最重点を置いて質量両面にわたる処遇の改善に努力をいたすと考えております。

○中沢伊登子君 第二は、老人憲章の制定について提案をしたいと思います。私ども民社党では、三年ほど前に老人憲章をつくったことがございますが、老人問題は社会全体で取り組んでいかねければなりません。そのためにすべての国民が老人に対する正しい観念を確立し、すべての老人が社会の先駆者として敬愛され重んじられ、幸福な生活を営むことができるようにしようというのが、その趣旨でございます。この憲章を実現する方針が厚生省におありになりますか、政府におありになりますか、御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 老人に対して深い敬意

を表しながら、安心した生活ができるようにするということは、すべての国民の願いとするところでございます。そういう意味におきまして、老人憲章の提案されておることも、私十分承知いたしております。いま直ちにこの老人憲章をつくるかどうかというところにつきましては、確たる御返事はできませんが、老人問題が非常に深刻な現時点におきましては、十分各方面の御意見も承りまして、十分検討させていただきたいと、かように考えておる次第でございます。

○中沢伊登子君 それではぜひ早急に考えていただいて、老人憲章をつくるようにしていただきたいと思っております。それは児童憲章がございまして、このごろいろんな都市でも都市の住民に対する憲章というものがつくられております。消費者におきましても消費者憲章、こういうようなものが盛んに最近はいくらもつくられてまいる時期でございますから、特に老人憲章を早急につくられまうように希望をいたしておきます。

それでは、ただいま審議中の厚生年金保険法等の改正案に質問を移してまいります。

まず、給付水準についてお尋ねをいたしますが、すでに政府の五万円年金がまぼろしの五万円年金であるというところは、何人も、またいろいろな方々から幾度となく指摘をされてまいりました。私は労働者の声を代表して重ねてお訴えをするのですが、どうして二十年加入で五万円にしないのか、その点からお伺いをしたいと思います。

○政府委員(横田陽吉君) 年金の水準の問題でございますが、厚生年金の場合には、改正時点におきまして標準的な被保険者期間を持っており、かつ標準的な報酬を受けておられる方について幾ばくの年金であるか、これが年金の水準の問題であるかと思っております。そのような観点から考えますと、改正時点の昭和四十八年十一月におきまして予想される受給者の平均的な被保険者期間は二十七年でございますので、その二十七年の被保険者期間を持つておられ、かつ標準的な報酬を得ておられる方につきましては年金水準をもって年金水準と

いたしたわけでございます。で、この点につきましては、やはりその年金制度の歴史と申しますか、そういったものによつていろいろ差異があるわけでございますが、したがって、国際水準としてよく引用されますILOの条約等につきましても、御承知のように、大体被保険者期間というものは三十年ということでもって一応の年金水準を表示いたしております。それで、法律上は確かに二十年でもって年金が付きましますけれども、やはり現段階で厚生年金がどの程度の成熟段階にあるかということ、具体的に発生する被保険者なるものの平均的な被保険者期間は何年であるか。そういったことに着目して年金水準を定めまさんと、いづれ相当とあとになりまして、平均的な被保険者期間が非常に延びてくるということになりますと、たとえば現在二十年でもって水準を設定いたしました場合に、なかなかその年金の制度が財政的に円滑に回らないというような問題等も必ず出てまいりますので、やはり今回は平均的な被保険者期間でございまして二十七年というものを基礎にいたしましてその水準を設定したわけでござい

ます。

○中沢伊登子君 それでは、少しでも五万円年金に近づける修正をなぜ考えられないのか。自民党の修正案では定額部分を千円にしましたね。それ以上の上積みも政府が講ずればいいのではないかとと思つて、その点いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) この年金の問題につきましては、やはり一番大事なことは、公的年金はすべてでございますが、これはいわゆる永久保険でございます。したがって、永久に受給者に對してある適正な水準の年金給付が行なわれるような財政設計がなされまないと、非常に問題が起こるわけでございます。その場合、私ども日本の年金制度を改善いたします際に一番考えなければならぬことといたしておりますのは、現在は厚生年金について申しますと、退職年金の受給者は被保険者に対してまして、割合で申しますと、三・六%、非常に低いわけでございます。これがある

程度の期間がたつてまいりますと、大体成熟段階に達しております西欧先進諸国と同じように、受給者の被保険者に対する割合が三〇%近い、そういう段階になるわけでございますので、そういう段階を早晩迎へなければならぬことがきわめてはつきりいたしておりますので、長期的視野に立ちまして年金財政を設計いたしますと、やはり適正な水準というものは、その時点における平均的な被保険者期間を持っておられる方について設定すべきでございます。この点を高ききめ過ぎたり、あるいは低ききめ過ぎたりということになりますと、年金財政としては思わしくない結果をいづれ将来もたらすと、こういうことでござい

ましては、御承知のように、社会保険審議会におきまして、従来のような何万円年金という考え方はございまして、平均標準報酬の六割というものを年金水準としては適正なものと思つて、こういう答申でございまして、私どももこの答申を受けていろいろ検討いたしました結果、適正な水準なりと考えまして、その水準が標準的な被保険者期間である二十七年の方について実現するよう

な、そのような制度設計をいたしたわけで

ただ問題は、ただいま御指摘のように、衆議院段階におきまして定額部分について多少の底上げがございましたので、その意味では六割水準を多少上回ることはございます。

○中沢伊登子君 それでは妻の加給金でございませうけれども、政府の改正案では二千四百円に引き上げられておりますね。その二千四百円の算定根拠は何ですか。

○政府委員(横田陽吉君) 妻の加給につきましましては、従来から大体勤労者の扶養手当というものと同じような考え方をいたしてきております。具体的に申しますと、その年におきまして、民間の給与実態の調査に基づいて設定されます公務員給与の改善の際に採用されます妻の扶養手当の金額を採用するのが適当であるというふうな観点から、今回も四十七年度の給与勧告に基づいて実施され

ました妻の扶養家族手当の二千四百円に合わせたわけでございます。

○中沢伊登子君 現行の加給金制度では、サラリーマンの妻には年金権がないということになります。夫が年金を一人占めにしたために生活に困った妻がいるという話さえ聞くことがございますが、こうした矛盾をどういうふうに解決をするつもりでございますか。

○政府委員(横田陽吉君) 妻の年金権の問題につきましては、いろいろな角度からいろいろな問題がございます。まず一つは、厚生年金の場合に妻を独立というふうに扱うべきかどうか。この点につきましては、厚生年金は御承知のように被用者年金でございますので、被用されていない妻を被用者である夫と同じように扱うことは非常に困難だろうと思ひます。したがって、厚生年金という制度のワケの中で考えます際には、加給年金をどうするかという問題におそらく尽きるだろうと思ひます。ただ問題は、わが国の年金制度の立て方が非常に独特でございます。農民及び個人営業者である方につきましては、御承知のように国民年金制度がありまして、被用者の妻につきましては、被用者の妻である期間についても国民年金に任意加入する道が講じられております。そこで、その任意加入のほうをどのように扱うかという面から妻の年金権の確立というものを考えるべきであるという御意見もございまして、言い直しますと、妻の任意加入をむしろ国民年金の制度の中で強制加入にして、そこで一つの年金権を確立したかどうかという御意見等もございまして、

ただ、そういう問題は非常に重要な問題ではございますが、実は今回改正は、すでに御承知のように、年金水準の問題と、それから年金額の価値の維持をはかりましたためのスライド制の導入と、こういった二つの非常に大きなテーマを実現するということがまず先決であるという観点から、これらの問題につきましては、最終的に適当な結論は今回改正には間に合わなかったわけでございますが、たいへん重要な問題でございますので、引

き続きこの点については十分の検討を加えたいという心組んでおります。

○中沢伊登子君 私がこの問題について本会議で質問をしたときに、こういう質問をいたしております。いまの妻の加給金が二千四百円ですね。これに対しては、社会保険審議会では、妻の加給金は月額一万円とすべきである、こういう御意見があるはずですね。ところがこれも無視されているわけですね。私も、いまの御答弁のようなことであれば、当然一万円にするのがほんとうである、あるいは妻に将来強制加入制度をどうしても設けなくちゃいけないんじゃないか、こういうようなことも考えているわけですね。そのときに、一つ例をもつて御質問をしたのは、繰り返しになりますけれども、夫婦が離婚をした場合に、その妻であった者は七十歳になるまで、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることが不可能になりますと、こういう例を私、本会議のときに申し上げてあるわけですが、早急に妻の年金権を確立しなければ、いろいろないまの社会情勢のややこしい中で妻がたいへん苦勞をいたしますので、早急に検討をしていただくか、あるいは一万円の年金を支給するように考えてもらわなければならなからうと思ひます。

それでは遺族年金について一言伺います。遺族年金は基本年金額の五〇%ですが、これについて八〇%にする考えはございせんか。

○政府委員(横田陽吉君) 御指摘のように、遺族年金は、老齢年金ないし退職年金の五〇%でございます。この五〇%の水準というものは、国際的に見ました場合、あるいは生活の実態から見ました場合に、必ずしも適当な水準であるかどうかは非常に疑問がございまして、

ただ問題は、この遺族年金の扱い方というものは非常にむずかしいいろいろな要素がからんでおります。と申しますのは、日本の厚生年金制度の場合には、遺族年金を受けられる妻に年齢の制限がございせん。それから子供があるかないか、こういった点も遺族年金の受給要件にはかかわりがございせん。それで、しかもその厚生年金の

場合は、夫の被保険者期間が六カ月以上であれば遺族年金の受給権が妻について発生をする、ある意味では、世界各国の例から見ますと、そういった被保険者期間の点、それから受給開始年齢の点、それから子のあるなしにつきまして、適当な表現かどうか問題ですが、非常に甘くなっております。したがって、この水準の問題について考えます場合には、やはりいろいろな国の例にございす場合には、相当年をとっておられるとか、あるいは子供さんが何人かおられるとか、ほんとうに生活の実態に困っておられる。そういった実態に着目して給付水準を引き上げるといふことを考えるべきではないかというのを考えておりますので、したがって、この年金の水準が五割では低過ぎるか、これを何割に上げるかという問題を結論づけます場合には、絶えず受給開始年齢とか、子供のあるなしとか、そういったことも同時に解決しなければならぬというむずかしさがございまして、

それからもう一つは、私も所管いたしておりますのは、厚生年金、国民年金、それから船員保険の年金部門でございますが、やはり非常に早くから発達しておいた恩給の問題でございます。それから、それを引き継ぎました公務員系統の共済年金との関係におきまして、いずれも水準は退職年金の五〇%という水準をとっておりますから、そういったものとの横並びの観点から申しまして、今回改正にはこの問題についての確な結論を出すいとまがなかったわけでございます。繰り返しますには、いろいろな問題のからみもございまして、将来にわたっては大いに改定をしなければならぬ重要な問題だと存じております。

○中沢伊登子君 また、遺族年金は障害年金とともに通算制度が設けられておりません。老齢年金と同様に通算制を設ける考えはありせんか。いつごろまでにそれが実現できるか見通しを聞かしてくださる。

○政府委員(横田陽吉君) 通算の問題は、御承知のように、昭和三十六年に八つの公的年金につき

まして通算措置を講ずる、そういったことになったわけでございますが、当時の考えをいたしましては、老齢年金ないし退職年金につきましては、制度によつては二十年、また制度によつては二十年、相当長期間で、その間一つの制度の適用だけを受ける場合は実際問題としては多いかも知れませんが、必ずしもそうではないということをお前提に相当長期間にわたつての加入員期間を必要とする関係上、これを通算すると、こういう考え方があったわけでございます。ところが遺族年金や障害年金につきましては、先ほどのお答えのときにちょっと申し上げましたように、厚生年金の場合には半年、それから国民年金の場合には、これは遺族年金はございせんけれども、障害年金については一年という非常に短かい加入員期間でもって受給資格が発生するということから、通算をしなければならぬという実益は非常に少ないだろうというふうな観点から、これがはずれておつたものと理解いたしておりますが、ただしかし、実際問題といたしましては、五カ月と何日かで不幸にして障害を受けられるとか、いろいろな問題もございまして、この問題は実は何回か大臣からもお答えをいたしておりますが、早急にこの問題の処理も、通算措置をとるかとか、とるとしたならばどうするかという点について、早急に結論を出すように私も検討いたしたいと思っております。

○中沢伊登子君 まあ、いろいろ問題があるんでしようけれども、あれもこれもみんな検討事項ばかりでございますね。

そこで、今度老齢福祉年金についてお尋ねをしたいんですが、先ほど小平理事からも御質問がありましたように、老齢福祉年金が三十四年に月額一千万円に始まりましたね。ことしの十月でやうと五千万円になるわけですけども、これはいかに政府の老齢者対策が貧困であるかということを示していると言わざるを得ないわけですね。しかも、この物価高の中で月五千万円で生活しろという、これで年金だと言えろのかと思ひほどでございますが、

これを直ちに月額一万円に引き上げるべきだと私も再三主張をしているわけですが、そこで、先刻の小平理事の質問に、新聞の推測というふうな御答弁がありました。田中総理は四十九年に七千五百円、五十年に一万円、こういうことを盛んに約束しておられるわけですが、これは田中総理であり、自民党でございます。厚生省自身としては、即刻これを一万円に引き上げる考えはないかどうか。そして後ほどまた御質問申し上げますけれども、年金のスライド制の問題にしても物価にスライドをする、こういうお考えでございますけれども、ことしのようにこんなものすごい物価の値上がりがありますと、この十月から五千人をいたしても、現在いたっている三千三百円と十月の五千円と比べてときに貨幣価値からいって、あるいはその五千円のほうが価値からいって低くなるんじゃないか、こんな感じすら覚えるわけですが、この点は大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 老齢福祉年金につきましては、御提案申し上げております。法律によりまして、三千三百円から五千円に引き上げをお願いしておるわけでございます。明年度以降におきましては、田中総理も国会においてたびたび申し上げておりますように、来年度は七千五百円、昭和五十年に一万円、こういうふうにお考えおるわけでございます。いま直ちに一万円にするという考えは持っていないことをはっきり申し上げておきたいと思っております。

先ほどもお尋ねにお答えいたしました。先般政府の一部に、あるいは党の一部に、来年度一万円といったふうな新聞が出ておりますが、これは推測に基づく記事であると私も考えておるわけでございます。さようなわけで、最近における物価なりそういう上昇の傾向がありますことは十分承知をいたしておりますので、御提案申し上げております五千円を来年は七千五百円に五割アップするわけでございます。

また谷間老人に対する特別給付金も、いま三千五百円でございますが、来年度は大体これを五千五百円程度に引き上げる、こういう考えでございます。谷間老人につきましては、来年になりますと三年齢層の方々は一年齢層となるわけでございます。ことし六十九歳の者は来年は七十歳になります。七十歳になりますと七千五百円、こうなるわけでございます。残る二年齢層の方々につきましては三千五百円で据え置くという考えは全然持っていないのでございまして、来年度におきましては七十歳以上の方々がいた七千五百円の大体七割、すなわち五千五百円に引き上げる、こういうわけでございます。私も最近の状況を考えているから、さういふふうな国民の税金、まるまる税金であります。さういふふうな国民の税金とか、あるいは特別谷間老人に対する給付金なり、さういふものもかならず増額していき、さういふ方針で臨んでおるわけでございます。

○中沢伊登子君 今年度から扶養義務者の所得制限が六人世帯で六百万円に緩和されました。同時に、本人の所得制限も大幅に緩和すべきではないかと思っております。現在所得制限のために受給できない者は一体どのくらいいるか、おわかりでございましたらお知らせをいただきたいと思っております。そこで、一切の所得制限を撤廃する意思はないか、その点もあわせて伺いをいたします。

○政府委員(横田陽吉君) 所得制限の撤廃ないし緩和の問題でございますが、一つの扶養義務者につきましては、相当収入の多い方であっても、現在の家族扶養、老人扶養の実態から申しまして、必ずしも老人が十分に扶養義務者に養われておられないという点を考慮いたしまして、扶養義務者の問題につきましては、実質的には所得制限が撤廃されたと同じようなことという意味合いで六百万円という金額を設定したわけでございます。従来の二百五十万円でございますと、この所得制限があるために老齢福祉年金の受給がない方が六割でございますが、六百万円にすることにによりましてそれが〇・六%になります。ですから、考え方といたしましては六百万円というものは相当の金額でございます。極端な高額所得者についてまで税金を財源としたら、その福祉年金を差しあげることが国民感情の上からいっていかかという問題もございまして、それを勘案いたしまして、実質的には所得制限の撤廃にひとしい緩和を扶養義務者についてははかったわけでございます。

次は、本人の問題でございますが、本人の問題につきましては、税金でもって給付をする年金でございまして、その方が税金をお払いになっておる場合にはどうもいささかその関係がむずかしいということ、所得税の非課税限度までは所得制限の限度額と上げておる。それ以上、つまり所得税をお払いになる方につきましては御遠慮いたたく、さういふふうな考え方では従来からきております。ただ、問題は、実際問題としていたしまして、税金がかかる、かからないという点につきましては、実は非常に微妙な問題もございまして、たとえば、あんまり簡単で、は、きゆうの方、それで大体障害福祉年金の受給を受けておられた方が、所得税がかかるようになったとたんにならうといったものも全部出なくなる。まあさういふことではない、さういふ問題ではないかという感じがいたしております。この問題についてはまだ私どもの要求段階でございますので、将来の問題としてどのような結論になるかは別といたしまして、所得税の非課税限度にリンクさせるといふ考え方を何か別個の考え方にかえることを検討いたしておるわけでございます。ただ、今回御提案申し上げた法律に即しての制限の緩和の問題につきましては、従来どおり所得税の非課税限度が上ったなりにその限度を上げる、さういふふうなことにはいたしております。

○中沢伊登子君 さういふ例があるんです。七十歳のおばあさんですけれども、そのおばあさんがある家へ手伝いに行っているわけですね。ところがその家で、あんまりおばあさんにあげる何といいますが、報酬が少な過ぎるものですから少し上げてあげようと、さうおばあさんに言ったところが頑強に拒否をされるわけですね。なぜかといったら、税金がかかったら何にもなりませんからと。それで、税金がかかるほど収入があったら老齢福祉年金ももらわなくてもいいじゃないのと言ったら、近所隣りの人がみんなもうのに私だけもらえなかったらさびしいから、いまわずかにある家に行ってお掃除をしつたりわずかな洗たくを手伝って、どうしても給料の値上げをさしてもらえない。さういふようなことがありますが、それは大量にたくさん税金を払われる方はまあ、遠慮してもらってもよろしいですけれども、ほんとうにささやかな税金がかかるか、かからない程度のお年寄りにはほんとうに何だか気の毒な感じがしますので、そこら辺を十分考慮をさせていただきたいと要望をいたしておきます。

それから次に、心身障害者や生活保護世帯などの保険料の納付を免除された人たちにに対する改善が全く今度はないと思っております。これも年金制度の欠陥の一つであると思っております。現在の保険料免除期間が三分の一と評価されているためにきわめて低い給付水準にとどまっております。これを四分の三に改正する方針はございせんか。

○政府委員(横田陽吉君) この免除期間に対応する保険給付の金額が三分の一であるという問題でございますが、これにつきましては、保険料を納付された方々とのつり合いの問題等もございまして、この三分の一というものを引き上げるといふふうなことは考えておりません。

○中沢伊登子君 これはどうしても考えられないことなのですか。

○政府委員(横田陽吉君) 非常にむずかしい問題だと思っております。

○中沢伊登子君 それでは国民年金の障害年金でございまして、ほかの公的年金には一級から三級までありますね、しかし国民年金では一級と二級しかありません。障害福祉年金では一級しかありません。なぜさうした格差を放置してお

のか。ほかの公的年金と同様に三級まで設けるべきであると思いますが、改善の具体的な方針があればお示しをいただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 障害等級の問題でございすが、これは私どもも各制度を通じて共通の等級になるのが理想であるとは考えております。ただ問題は、被用者保険の場合と国民年金の場合に同じような考えでいけるかどうかという点については、それは申しましていろいろ問題がございます。と申しますのは、被用者保険の場合には、労働能力と申しますか、そういったものの喪失の度合いというものが基本になりますし、それから国民年金のような場合には生活能力というものが基準になりますので、まあ、厳格に申しますと、労働能力の喪失の度合いと生活能力の喪失の度合いというものが必ずしも一致しないという問題はありますけれども、ただ、現在のように、相当障害等級の幅が制度によって異なっておりますことは決して好ましいこととは思っておりませんので、この点につきましては、いろいろな制度が、それぞれ従来の沿革、それからその被用者グループにおきましてのそれぞれのニーズに即応して組み立てておりますので、一挙にこれを取り直すことはむずかしいと思っておりますが、十分御意見を尊重いたしまして、検討いたしたいと思っております。

また、過去におきまして、この点につきましては、相当大がかりな研究班を組織いたしまして、これにいろいろご意見をいただきましたけれども、その時点におきましては、最初予期したようないい結論にはならなませんでした、ある意味ではかなり振りに近い状態に終わったこともございますので、その辺も十分踏まえまして、それからまた各制度を通じて、それから申しますと、年金の問題だけでではなくて、いろいろな障害者に対する手当ての問題ともつながってくる問題でございしますので、十分検討し、この次の年金問題の改善の重要課題にいたしたいと思っております。

○中沢伊登子君 それでは次に、保険料の引き上

げについて伺います。

政府案では、厚生年金が男女ともに一挙に千分の十五、国民年金が定額部分で五百五十円を九百円に大幅に引き上げをしようとしております。兩年金の積み立て金だけで約九兆五千億と巨額に達している今日、なぜ大幅な引き上げを行わなければならないのか。確かに将来年金受給者が急増すれば、後世代の負担の増大が心配されますが、いまは引き上げるべきではないと思っております。

〔委員長退席、理事須原昭二君着席〕

しかし、せめて引き上げ幅を縮小すべきである、こういうような考え方のもとに、すでに厚生年金については、自民党の修正案では男が千分の十二、女子が千分の十に縮小しております。私は男女ともに同率にすべきであって、千分の十以下ぐらゐにすべきだと思っておりますが、ほんとう言って、具体的な数字でどの程度まで縮小できるのか、お聞きをしたいと思っております。これ以下はできないのかどうか。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほども申し上げましたように、厚生年金については申し上げました、厚生年金の成熟期、つまり受給者の被保険者に対する割合というものが一定の状態では横になるような、そういう時期のことでございますが、それは大体昭和八十五年から昭和九十年のその間、あるいは八十五年のちよとあと十程度の時期だと思っておりますが、ただ、その辺になりますと、今回御提案申し上げておりますような給付水準を、その時点におきましてその給付水準の実質価値を維持するといふふうなことを考えますと、先ほど申し上げましたように、受給者は被保険者の大体三割程度になりますので、それで金額的に申しますと、単年度の給付総額が百三十八兆円程度になります。で、百三十八兆円程度の保険給付を単年度まかなわなければならないという、こういった年金財政というものは、非常に何といまうか、一歩運営を誤りますと全くの危機におちいってしまふ、こういうことでございしますので、それで私どもはそういう成熟期になりましたか

ら以降、大体単年度の給付総額の三分程度は積み立て金と申しますか、あるいは準備金と申したほうがよろしいですか、その辺のことばの使い方はいろいろ問題でございますけれども、そういうものは持っているといふと、たいへんその年金財政の運営としては問題である、こういうふうなことを考えております。

〔理事須原昭二君退席、委員長着席〕

それで、そういう成熟期におきましての年金財政のバランスのとおり方を前提いたしまして、それで現在から将来にわたってどういふふうな保険料の徴収のしかたをしていくかというの、長期にわたっての年金財政の設計でございます。そういう点から考えました場合に、いわゆる必要な保険料率というものを最初から満額とするのが一番安全な方法でございますけれども、従来から厚生年金の場合につきましては、大体その七割程度を保険料として徴収している、あとの残りの三割程度、いわゆる修正部分相当額と申しますか、そういうものは各年度にできるだけ公平になるように割り振った、そういう保険料の段階的な引き上げというものを考えておるわけでございします。

それで、そういういたしました場合に、四十八年度は御承知のように、年金の水準につきましては、平均的に見ますと二・二倍、それから多い方につきましては二・五倍の年金額の大幅な引き上げをすると同時に、これに対してスライドを掛けてやるわけでございしますから、したがってこの保険財政の設計のしかたにつきましては、従来のように一万円年金でございしますと、二万円年金でございしますと、そうきましますと、次の政策改定の時期まではその金額が全く動かないという、いわゆる動かない年金とは違ひまして、相当その給付面については動態的にこれが大きく引き上がったまゐります。したがって、最初のステップを千分の幾にするかという問題、それからあとの引き上げの幅の階段の高さをどうするかという問題は、従来以上に増して、非常に年金財政の設計の

しかたとしてはむずかしい局面に当たっておりますのでございします。したがって私どもは、御提案申し上げておりましたこの千分の十五の引き上げはどうしてもお願いしたかったわけでございします。国会——衆議院の御意思でこれが十二になりましたので、その千分の三というものは、この成熟期に至りますまでの間のいづれかの時期において、保険料の徴収としてはこれはリカバリーしなければならぬ問題だと考えております。したがってさらにこれを引き下げるという点については、これはなかなかリカバリーのしかたもそれなりに困難になってまいりますので、私どもとしては御修正いただいた点は何とかそのリカバリーの財政設計をつくり直しますが、これ以上の修正ということは何とかごかんべん願いたいと思っております。

○中沢伊登子君 先ほど来、そしてまた、いままでの衆議院の質疑の中で、積み立て方式をやめて賦課方式にしろという意見が再三出たと思っております。当面、積み立て方式を維持しようとするならば、積み立て金の貸し付け先から返済された状況も、その後の運用も、不明確な状態を改めるために、被保険者を中心とする運用審議会を設けるべきだと思っておりますが、この点はいかがですか。

そしてまた、賦課方式ならば、そのときの生活保障のために必要な給付が維持できますが、積み立て方式では無理なので、政府案では物価スライドを導入したわけでございします。これではインフレによる価値減価を救済するだけで、生活水準の向上にはならないではありませんか。そこで、物価スライドではなく、賃金スライドにすべきであるという意見も再三お聞きをしておりますが、そこで、確かに政策スライドとして五年ごとの財政再計算期が設けられておりますが、今日の社会変動は実に激化しておりますから、先ほども小平先生から御質問がありましたように、五年ごとではだめだ、これを何年ごとかに改めなければならぬのではないかと、この御意見もございしました。もしも政府が経済見通しを誤って年間に六%も七%も

物価が上昇したときは一体どのような処置をとられるのか。五％の差は政府が当然見るべきだと思いますが、その点はどう考えていらっしゃいますか。

○政府委員（横田陽吉君） まず、この積み立て金の管理運用の問題につきまして、被保険者の入った機関をつくってそこでやるべきであるという御意見でございますが、現在御承知のように資金運用部に預託いたしまして、それで運用は資金運用部に一切まかせておるわけでございます。ただ問題は零細な被保険者なり事業主からの拠出金でもって構成された積み立て金でございますから、これが全く被保険者なり事業主の福祉に係るのな分野にただ単なる国家資金として運用されるといふことは非常に問題でございますので、したがって、被保険者なり事業主の福祉というものに非常に密接な関連のある分野にできるだけ集中的にこの積み立て金は運用すべきであると、こういうことでございまして、よく御答弁の際申し上げるわけでございますが、いろいろ病院でございましてとか、療養所でございましてとか、そういった資金の運用区分上の分類によるいわゆる「(1)」「(6)」分類というものに八五％は運用すると、そういうふうなことに従来からいたしておりましたと同時に、被保険者に対する直接的な福祉還元の問題といたしまして、いわゆる還元融資というものを行なっております。それで、これは従来のルールから申しますと、当該年度において純粋にふえした預託金の増加額の四分の一をこれに充てるといふことで保育所でございますとか、老人ホームでございますとか、そういったものの財源にこれを使っておりますが、四十八年度からはこれを三分の一に引き上げております。それで正確な数字はいまちょっとすぐ出ませんが、四十七年度の還元融資の金額が三千数百億でございまして、それで三分の一に引き上げることにございまして、五千七百億程度に相当大幅にふやしております。

それから、運用全般の問題につきましては、資

金運用部に資金運用審議会というのがございまして、その委員は七名の委員でもって組織されておりますが、その中にはこちらの社会保険審議会の委員の方でございまして、あるいは国民年金審議会の委員の方でございまして、実際の構成から申しますと、特に今回改選にあたってはおそらくいろいろ色彩を強めたのでございまして、この年金サイドの意向が十分に反映するようにな、そういった人的構成になっておりますし、また役所サイドでは私がその専門委員に入っており、いろいろその運用の問題については意見を述べようなしかけにもなっております。ただ、問題はそれだけではなくて、被保険者の福祉のためにどうするかという問題について、さらに御意向が十分に反映するようにな仕組を厚生省部内で考えるべきであるという大臣の御意図もございまして、それらの点について、さらにどのようなしわけのものをつくって意向反映の道を講ずるか、目下検討いたしております。

それからもう一つは、スライド問題にからみまして、財政方式の問題を御指摘いただいたわけでございまして、実は賦課方式にしないから物価スライドにとどまった、こういうことを、まあそういった御意見を承りますが、決してそういうことではないわけでございまして、物価スライドにいたしましたのは、要するに、厚生年金、国民年金を通じてのスライド制ということになりますと、単純に賃金というものをとることも非常に問題がございまして、それからまた、厚生年金の制度の中では賃金の上昇が非常に速いとか、あるいはまた業種、職種によって非常にその差があり過ぎるとか、いろいろな問題がございまして、それからもう一つは先ほどもちょっと申しましたように初めて動く年金制度を導入するわけでございまして、少なくとも実質的な価値の目減りだけは十分に防ぐような方式を講じなくてはならぬ。しかもそれが一々法律をつくって云々という

ことであったんではタイムリーにそれが行なわれたいというふうなことから、自動的に実質価値が維持されるようなそういう方式をとるといふことにはいたしましたので、それらの点を考えますとやはり物価スライドというふうなやり方以上に、なかなか出られないということでございます。ただ、先ほど先生の御指摘にもございましたように、いわゆる財政再計算期というものが少なくとも五年に一回はなされなければならぬと法律に明定してございまして、そういった機会に全面的な政策改定を年金給付水準について行なっておること、過去の例に徴しても明らかでございますので、したがって、それはそれとして将来とも行なう。それから先ほど大臣の御答弁にもございましたように、相当賃金なり生活水準の変動が激しいような場合には、法律的には少なくとも五年に一回の財政再計算期に際して政策改定を行なうということでございますが、これがある程度繰り上げるといふことも実際問題としてはあり得るというふうなことでございます。

それからもう一つは、物価スライドの際に、消費者物価の上昇が、この御提案申し上げております法律では、前年度におきまして五％以上上がった場合には、その上がった分だけスライドアップをするようなしわけになっておりますが、これが相当五％を上回って大幅に消費者物価が上がった場合に、それを一体どのような方法でもって償却をするか。要するに、問題は保険料で全部それをカバーするか、あるいは何かの、インフレ政府責任論ということもあるわけでございまして、そういう観点からある程度の国でこ入れもするかどうかという問題、この点につきましては今回の改正の際にはそういったスライド財源というものは保険料でもってカバーをするという考え方をしております。ただし、そう申しましては年金のことによって給付金額が上がりまして厚生年金につきましては二割の国庫負担がございまして、したがって、上がった分だけその二割の金額が実質的には引き上がってくる

いうことはございまして、ただ問題は、スライド財源そのものを国庫負担でもってどうするかという問題の一つといたしまして、いま御指摘のような五％を相当上回った場合は、少なくともその上回った分だけは何とか考慮すべきではないか、これは非常に重要な御意見だと思っておりますので、私どもも十分その御意見を承りまして、具体的にスライドをいたします際には検討したいと思っておりますが、それで、御提案申し上げておりますこの法律の内容から申しますと、実は、そういった問題をあまり強く意識はしておりませんが、スライド財源は保険料で償却をする、こういったたてまえをとっているということも合わせて御報告申し上げます。

○中沢伊登子君 それでは次に、五人未満の事業所の従業員厚生年金適用について一言お伺いをいたします。

五人未満の事業所の人々に対する厚生年金保険の適用については、衆議院の社会労働委員会の会議録を見ますと、昭和四十八年六月二十一日の委員会では八木一男委員の質問に対して、年金局長の答弁によりまして、これから検討するとか、実態調査を行なうとかというふうな御答弁が出ておりますけれども、もうそういうふうな状態ではなく、もうとくに実態調査が行なわれていないければならなかったのではないかと思います、いかがですか。

○政府委員（出原孝夫君） 五人未満の事業所の厚生年金の適用につきましては、先生もよく御承知のように、医療保険等から申しますと、御承知の通りでございます。それから五人未満事業所そのものの性格といたしまして、事業所自体がでさうがたり消えたりする、変動することが多い性質のものでございまして、それから従業員の移動がまた非常に激しい性質のものでございまして、それから厚生年金の適用をいたします場合に、標準報酬を定める必要が出てまいりますわけでございまして、これも賃金の実態が五人未満の事業所になりますとまた現実非常に把握のむずかしい状態に

あるわけでございます。これらのことにつきまして、私も部分的には把握をしていくわけでございませうけれども、総合的な把握をすることができない状態であったわけでございませうが、今年度、この秋に社会保険庁といたしまして、こういった実態を把握いたしました。何らかの見通しを得たいというように考えておるわけでございませう。

○中沢伊登子君 昭和四十四年の法律改正によって、本文の附則第二条の二の規定によって五人未満の事業所の実態調査を行なうことになっております。四年もそれから経過をしているわけですが、けれども、今日においてもなおこの秋に調査をする、こういうことになっておるようでございますけれども、もしも実態調査が出ていないとすれば、これは行政の怠慢だと言われてもいたしかたがないのではないかと思います。「すみやかに、必要な措置を講ずるものとする」という法律を忠実に執行してないという行政責任は免れないと思っております。そこで「他の社会保険制度との関連も考慮しつつ」というのは一体どのように解釈をしているんですか。失業保険とか労災保険がもうすでに五人未満に対して漸次適用拡大をした時期でありますのに、その点いかがですか。

○政府委員(出原孝夫君) 失業保険、労災等の関係につきましては、先生の御指摘のとおりでございますが、実は、午前中も年金局長が御説明を申し上げましたように、厚生年金及び私ども厚生省で関係しております健康保険の制度につきましては、国民年金あるいは国民健康保険と実は裏表になっておるわけでございます。したがって、片一方のほうで強制適用にいたしますときには、国民年金のほうで強制適用から除外するといったような作業が出てくるわけでございます。こういった面での複雑な実態は面がございませうので、確かに四十四年のこの附則の第二条の二で入れられましたことにつきまして四十八年というのは私も非常に時間的に長かかったことは申しわけないと思っておりますが、こういっ

た事情を勘案しつつ、かつ医療保険制度の進展を見ながら私もその準備にかかってきておりましたので、ようやくこうしういった実態調査が可能になってきた状況でございますので、事情、御理解を願えたらと存じます。

○中沢伊登子君 それでは、最後に厚生年金基金の免除保険料率に関する問題について御質問を申し上げます。

今回の法律改正によって基金の免除料率がそのまま据え置かれる場合は、基金は財政上危殆に瀕します。このことは単に一部の基金のみにかかわる問題ではなくて、厚生年金基金加入員五百万人を守る会ができて免除料率の引き上げを要望したように、基金制度を持つておるすべての基金にかかわる問題でございます。

そこで、昭和四十年の法律改正によって昭和四十一年に基金制度が創設され、免除料率が定められました。四十四年の法律改正で掛け金率が千分の七に引き上げられた際に、同時に基金の免除料率も千分の二引き上げられました。四十六年の法律改正では掛け金率が千分の二引き上げられた際は基金の免除料率はそのまま据え置かれました。そして今回、四十八年の改正で掛け金率が千分の十五、これは政府原案でございます。引き上げられるのに、基金の免除料率は政府原案ではなお据え置かれることになっております。今回も免除料率が据え置かれることになりまして、四十四年以降、次の法改正まで九年間基金の免除料率は据え置かれることになります。基金の財政方式は完全積立方式でありますから、これでは基金の財政が持つてはつきりありません。この点をひとつお伺いしておきたいと思っております。

なお引き続き二、三詳しい御質問を申し上げます。

○政府委員(横田陽吉君) 基金の免除料率の問題でございますが、制度の仕組みについてはすでに十分御承知だと思っておりますので、簡単に申し上げますと、今回、厚生年金の給付水準、それから保険料率を改定いたします際に、厚生年金の代行部分

相当の給付に必要ないわゆる免除料率というものが計算上どのようになるかということに十分に慎重に計算をいたしましたわけでございませうが、その結果、男子千分の二十六、女子千分の二十二という、免除料率の範囲内でおさまるといって、もういった計算結果になりましたので、したがって、非常にあっさりしたことを申し上げて恐縮でございますが、免除料率の改定は必要はないと、こういうふうな結論を出しました。

○中沢伊登子君 最近たいへん国民の寿命も延びておりますし、それから年金加入者の脱退率、これも加入年齢等々にもその算定の基礎を持つておりました、こういうのも問題が残っております。それから就職をしてこられる方、つまり年金の加入員の年齢も高くなってきております。それは進歩率の向上によって就業年齢が高年齢化をしてまわっております。あるいはまた、産業構造の変化による第一次産業から第二次産業あるいは第三次産業へと転出してまいりますが、そうなりますと厚生年金へ新たに加入する人の年齢はほんとうに高くなってきておるわけでございませう。その他、労働市場の逼迫による臨時工あるいは季節工の急増、この急増というのは臨時工や季節工は中高年の比重が非常に高くなっております。それらの人が新たに厚生年金加入することになるわけですが、厚生年金加入員の高齢化は厚年の積み立て金の据え置き期間が短くなりますね。従来に比べて基金財政にとってはこれは大きな負担増となっていることは御承知だと思っております。こういういろいろな変動によって、年金の基金の財政は相当逼迫をきてきてまいっております。それはいま局長がそのようなことではないと、このように言っておりますけれども、しかしいま申し上げたようないろいろな理由によって、事実これは逼迫しているわけですね。その辺もう一べん御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(横田陽吉君) 免除料率の再計算の問題につきましては、ただいま先生御指摘の加入年齢の問題でございますとか、死亡率、脱退率、そ

ういったいろいろないわゆる保険数理上の基礎率の変動はすべて織り込みまして再計算をいたしましたわけでございませう。それでその結果、今回改正にあたりましては、大体千分の二十六、千分の二十二以内におさまると、そういう結論になりましたのでそのようにいたしましたわけでございませう。

ただ、将来の問題といたしましては、今回改正にあたりましては、御承知のように、基金そのものが完全積立方式でやっておるわけでございませう。この完全積立方式を維持する点につきましては、厚生年金本体のほうと違ひまして、強制設立、強制加入というたてまえではございませうので、後代負担が著しく高くなつたりいたしましうとその時点において基金の解散問題等が出てきたりいたしますので、とにかく完全積立で、積み立て金の範囲内でまかなえるようなという、そういった仕組みというものはこれはこれと違ひないと思っております。ですから、完全積立の範囲内ではいろいろな事業を行なっていくといたすという際、一番問題になります点は、先ほどのお答えの際にも申し上げましたように、いわゆる年金のスライドなりあるいは標準報酬の再評価によりましてこの年金額の政策改定の問題でございます。したがって、それらの点につきましては、スライドによって引き上げる部分ないしは再評価によって直ちに年金額が引き上がる部分、それにつきまして厚生年金の本体のほうでこれを支給するということたてまえをとっておりますので、その意味合いから申しましても、この基金の免除料率につきましては現在の料率を変更する必要はないと、こういうふうな結論になっております。

○中沢伊登子君 それを詳しく書いた資料というものがあるにございませうが、これは非常にこまごました数理計算の問題等でございますので、御希望のような資料がすぐ出るかどうかでございますが、十分検討いたしましたしお知らせしたいと思っております。

○中沢伊登子君 私の聞いた範囲では、そしてま

た調べた範囲では政府にはそのような資料はないように聞いております。そこでぜひとも資料があるのならば出していただきたいと思いますが、せっかくこの基金というものを昭和四十一年に制度を設けられたわけですね。だからこれが財政的にバンクをしてこれがこのままにもうだめになつてしまふということとは、せっかく育てながらこわしてしまふということとは、これは私、筋が通らないと思います。これをぜひとも守っていくためには基金制度の財政を補てんしていかなければならないと思います。

そこで、免除保険料率の千分の二十六、これによいという理由の根拠、これを明らかにしていただきたい。これはいまの資料と関係がございすけれども、おわかりでございましたらおっしゃっていただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほど来申し上げておりますように、厚生年金の代行部分に相当する保険料率が幾らであるか、で、厚生年金本体につきましてそういう計算をいたすわけでございす。その結果、この代行部分に相当する保険料率というものが免除料率の現在の千分の二十六、女子については千分の二十二、この中におさまるといふことになりましたので、したがって免除料率を変へることはいたさなかつたわけでございす。基本はそういうことでございす。

ただ問題は、さっきも申し上げましたように、スライドしたり再評価したりすることによって給付額が引き上がる部分、それをしも基金に代行させるかどうか、この問題がございすが、これはさっき申し上げましたように、基金というものの性格が、設立について任意であり、加入について強制されない、そういう問題がございす。で、完全積み立て方式でございせんとも成り立たないわけでございす。まあ、そういう点から考えました場合に、スライドなり再評価なりによつて引き上がる部分が基金から支給される保険給付ということになりますと、財政が持たない、それはまた元へかえつて本体のほうで支給す

る、こういうことをいたしておりますから、スライドなり再評価によつて免除料率がさらに引き上がる、こういう懸念もないわけでございす。それから一部の基金につきまして、個々の基金サイドでいろいろな計算をいたしました際に、当初の想定と、現在の計算とが多少食い違うという問題が出ておることは承知いたしております。ただ、この問題は、実を申しますと、四十一年に発足いたしました際に、いろいろな基礎率のとり方等について多少ずさんな点もあったとか、いろいろそういう個別的な事情がございす。それから構造的な問題といたしましては、非常に高齢者が多い一部の基金につきましては多少苦しいという、そういう問題ももちろん出ております。そういう個別のケースについて全く皆無であるとは申しませんけれども、しかし免除料率自体をこの際改定しなければならぬほどの問題はないといふうな判断をいたしまして、今回は免除料率の変更は必要はないという結論を持っております。

○中沢伊登子君 それでは、厚生年金基金の財投協力のいままでの経過と現状はどうなつてゐるか、お示しをいただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金基金のいわゆる財投協力の問題でございすが、厚生年金基金は、先ほど申し上げましたように、完全積み立てでもってできるだけ積み立て金の運用が有利に行なわれるということが第一でございす。それからもう一つは、有利性と同時に、確実であるという点かやはり要請されるわけでございす。まあ、そういう点から、この基金の運営につきましては、信託会社、生命保険会社に限つて預託を認めるといふことと、同時に、この積み立て金の中である程度の部分は政府保証の購入というふうな安全なものに資金の運用を集中する、こういうふうな考え方をとっておりまして、たゞまといふたしましては、三分の一は政府保証の購入、これがいわゆる財投協力というふうにいわれている問題でございすが、そういうことをやっております。そういうことをやることによりまして、

現在そういう政府保証の購入に回つております金額は、四十六年度末で六百六十四億円に相なつております。

○中沢伊登子君 いま、政府のほうに財投協力をしているのは三分の一程度、それが二分の一くらいになつてゐるのではありませんか。

○政府委員(横田陽吉君) それは大体の考え方といたしましては、設立当初は五年くらいは三分の一、それから六年目あたりから十一年くらいまでは四割、十一年目からは二分の一と、大体こんなふうなしかけにしております。いたがしまして、これは個々の基金の設立時期によりまして政府保証の買い入れのシェアというものが変わつておりますが、いま御指摘の二分の一につきましては十一年目からということでございますので、まだこまめに到達している基金はございせんので、三分の一ないし四割というふうなことでございす。

○中沢伊登子君 それでは、将来この厚生年金基金の展望をどのように考えておられますか。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金基金は申し上げるまでもないことでございすが、いわゆる厚生年金の通常の給付に上積みをして、各企業の能力の許す範囲内で手厚く年金を給付する、こういうことでございすので、将来の構想といたしましては、プラス分につきましては可能な限りの厚みを持たせるといふことを指導いたしてまいります。ただ、問題は、よく新聞等で報道されておりますが、まあ、特定の基金がある意味では相当何と申しますか、高過ぎるような、そういう給付をしておる例も実は最近多少出ておるようでございすので、そういう点につきましては、やはり基金の財政的な永続性という点から考えましても、いろいろ検討しなければならぬ問題が出ておると思ひます。原則的に申しますと、できるだけ高い水準のプラスアルファというところでございすが、と申しまして、あまり過熱状態になることは基金財政自体を危機に落とし入れるという要素もないでございせん。

で、まあ、その辺につきましての検討もあわせて検討しなければならぬと考えております。

それからもう一つは、御提案申し上げております法律案にもございすように、単独基金及び基金連合会におきまして、いわゆる福祉施設というものの運営がなされるような、そういう法律改正もお願いしてございすので、まあ、そういう面でも、将来の年金給付という被保険者にとりましては将来利益の享受のほかに、現在そういう適当な福祉施設を運営することによりましての現在利益と申しますか、そういうものも相当享受できるような、そういうしかけにしたいと思ひます。このほか、いろいろ厚生年金基金のあり方につきましては、いろんな問題もございすし、単独基金ないし連合会においてもいろいろな構想をお持ちのようでございすし、私どももこういう問題は将来にわたつて十分勉強していものにするという必要がございすので、最近、連合会の方で基金の将来像、未来像につきまして相当斬新な検討を加へるといふふうな機運になつてまいつておりますので、まあ、私どもも行政の立場から十分立ち入つた御協力を申し上げましてりつぱなものにしたいと思つております。

○中沢伊登子君 最後に、厚生大臣にお伺いをさせていただきます。

いまいろいろやりとりをお聞きいただいたと思いますが、まあ、せっかく昭和四十一年にできたこの基金制度でございすが、千分の二十六でやり繰りができるといふようなお話でございすけれども、そのほんとうの資料がまだ整つておらない中でこのようなことをはつきり申し上げられないわけですから、事実年金の制度のほうにタッチをしてゐる方々からどうしても財政は危殆に瀕してゐると、こういうことを盛んに言われておりますし、大臣もおそらくこの点をお聞きになつていらつしやると思ひます。

そこで、いま年金局長のお話によりますと、十一年目から約二分の一ぐらいが政府保証、あるいは政府のほうの運用になられるかと思ひます

と、年金基金のほうでも運用のうまみもなくなつてまいりますし、いろいろな面で問題が出てまいりますので、ぜひとも今回の改正で千分の四ぐらいの引き上げをやっていたらだきませんと、せっかくできたこの基金制度が危殆に瀕してしまふので、その点について厚生大臣の御答弁をいたしたい私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 基金制度は四十一年の法改正の際に初めてできたわけでございまして、被保険者の方々に對する給付のプラスアルファということを充実にしてあげたい、こういうふうなことでこの制度ができたわけでございまして。ところで、私も実は個別的に基金のほうから非常に財政が苦しいというお話も十分承っております。そこで、実は私もこの法律改正の際に何とかならぬだろつかというところも考えてみたんですが、どうもこれを引き上げる理由がないんですね、理由が。ざっくりばらんに私申します。と申しますのは、今回の法改正によりまして、すなわち二万円年金の水準を五万円に上げる、それから物価スライド制を採用する、五万円年金にするための既裁定年金の再評価をする、こういうわけでございまして、そのほうの金の支払いは厚生年金の本体のほうで支払います。代行部分である基金は従来のとおりでけっこうなんですと、こういう仕組みで実は法律ができておるわけでございまして。したがって、積極的に免除料率を引き上げなければならぬという理由がない。こういうわけで、御提案のようなことで免除料率の引き上げには触れない、こういう法律改正をお願いしておるわけでございまして。しかしながら、実際問題としては、個別的にいろいろ苦しいというお話も承っておりますので、私としては、免除料率の引き上げなどはこの際は理由がございせんから、それはまあ、御遠慮いただくといたしまして、個別的な基金について十分相談に乗って、事情がほんとうに個別的にどうなっているのか、それをどうすれば財政を健全化することができるのか、こういうふうな個別的な指導協力、こういう考え方で、ひとつこの問

題に對処していくのがいまの段階では一番適當ではないか、こういうふうな考えております。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 基金制度は四十一年の改正のときにも、私は党にありまして、この制度を創設するときに關与いたしておりましたから、この制度をつぶそうなどということはもう絶対しちやならぬこととございまして。やはり労働者のために給付のプラスアルファというものを充実にしてあげることがもう絶対に必要なこととございまして、今後とも健全に発展していくように私はお伝えをしたい、協力をし、乗ってまいりたい、こういう考え方で個別的に相談に乗ってまいりたい、かように考えておるような次第でございまして。

○齋藤タケ子君 私、いま御提案になつております四法案のうち、本日は厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について御質疑を申し上げたいと思つております。各委員からかなり多面的、多岐にわたつての御質疑がなされております。そういう中で数点に止まりまして質疑を行なつていきたいと思つております。

年金問題といふと思ひ出しますのは、昨年の総選挙の重大な争点、特に自民党は五万円年金の公約をしておりました。国民は当然のこととして非常に大きく期待を持つてまいつたわけでございまして、六月十九日の衆議院におきます年金問題の公聴会では、明治大学の教授の吉田忠雄公述人がこういうふうな述べておられます。

各国のいろいろな福祉政策を研究してみますと、驚くことに、わが国ではほとんど全部制度としては完備しているのであります。いろいろなワタは全部でございまして、しかも、ただ一ツだけ足りないのがあります。それは中身であります。全部そろつていて中身がないということはいわば上げ底の社会保障であり、上げ底の年金だということでありまして。

というふうにお述べになつておられるのであります。私も全くこれは同感でございまして。さらに続きまして同公述人は、「昨年の総選挙で政府自民党は鳴りもの入りで五万円年金を宣伝し、これを

公約いたしました。国民の圧倒的多数は五万円受け取るものだと思つたのであります。しかしこの実際はどうであるのか。」というふうに述べられておるのであります。

まず最初に、これは厚生大臣にお聞きをいたしたいのでございまして、自民党政府のいわゆる厚生年金、この改正案で五万円以上になる人はすべての年金受給者の何%になりますか。それから最低年金額は何かほどになりますか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 御承知のように、私どもも、党の立場、——党の立場を申し上げるのもいかがと思ひますが、昨年の総選挙にあたりましてまさしく自由民主党は五万円年金ということ

を打ち出しました。それから福祉年金につきましても、五万円にし、七千五百円にし、一万円にするということをお願いしました。しかし、そのときに、先ほどもちょっとお答え申し上げましたが、年金という概念の常識的な考え方というのは、御承知のようにすべての人が五万円を、どういふ条件が違ひますとすべての人が一律に五万円もらえるという性質のものではない。年金というものは由来ある程度の期間保険料を納め、そして、やめるときの俸給なりあるいは被保険者期間の間の俸給がどうなつておる、そういうことを標準として年金というものはきまるといふことはこれは常識でございまして。これは年金のそもそも基礎である恩給などを考えてみましても、昔から十五年つとめて十五年間ある程度の国庫納付金——昔は納付金と申しましたが、納付金を納めますと、やめるときの俸給の三分の一をもらえる、これが恩給の常識でございまして。そこで、その常識なん

でございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、こういうときには五万円水準とか何とか言うのがほんとうだったのだから、いさゝか、そういう点については、多少説明は不十分であつた、常識を信頼して五万円と、こう申し上げたわけでございますが、多少水準という文字が足りなかつたということはあるかと思ひますが、由来、年金というものはそういうものであるということ

をひとつ御了承願つておきたいと思つたのでございまして、私ども、よくいわれますような誇大広告などという考え方は全然ないことをこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

それと同時に、この五万円年金でございまして、五万円水準年金と正確に申しますと、厚生年金のほうに御承知のように、本年度における既裁定年金受給者並びに新規受給者ひくるめまして約八十万人ほどが対象になるわけでございまして、その八十万人のうち大体六割が二十年以上勤務される方々でございまして、その方々の年金の平均は四万一千円から四万六千円ということとございまして、ほとんど五万円に近い年金でございまして、現実に五万円以上もらえるのはどのくらいかというところと八万五千人でございまして。そして、厚生年金のほうには年々現実五万円以上受け取る方々は多くなつていくと、こういう数字になることは先ほど年金局長からお答えいたしましたとおりでございまして。ただ、問題なのは国民年金でございまして、これは国民年金は御承知のように昭和三十六年にできた制度でございまして、この制度をつくつたときから国民年金というものは二十五年間であつたときは一萬円の年金をもらえる、こういう仕組みで初めからできておるわけでございまして、これは残念ながら二十五年という歳月は経過いたしましたので、残念ながら、そこでいよいよ十年年金が現実支給されているだけでございまして。十年年金は夫婦で大体二万五千円、こういうことでございまして、時が経過し、国民年金が成熟いたしましたれば夫婦で五万円をもらえる、こういうことになるのが筋でございまして。

最低保障の問題につきましては、年金局長からお答え申し上げます。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金におきましての老齢年金の最低年金額が幾らになるかという問題でございまして、結果の数字だけを申し上げますと月額二千四百八十八円でございます。

○齋藤タケ子君 で、私、先ほどお聞きしたのでもう一ぺん数字を正確に聞かせていただきたいん

ですがね。いま大臣がお述べになったように、老
 齡年金受給者総数が八十万余りで、そして五万円
 以上の年金を受け取っている人が八万五千人だ
 と、その率が、だから老齡年金受給者の中で五万
 円以上もらっている人の率がどれだけで、最低が
 幾らで、さき申し上げるのを忘れましたが、平
 均は幾らですか。

○政府委員(横田陽吉君) 四十八年度末に老齡年
 金を受けている方、これは将来の問題でございま
 すが、八十万四千一人、厚生年金につきましては
 それで、その中で加入期間が二十年以上の者が四
 十六万一千人、五万円年金を受ける者の数が八万
 五千人であります。ですから四十八年度末に老齡
 年金を受けている者全体に対しては一〇・
 六%、加入期間が二十年以上の者に対しては一
 八・四%、それからもう一つは新しく年金受給
 者になる者について考えますと、四十八年度中
 新たに老齡年金を受ける者の数は十三万一千人、
 そのうち加入期間が二十年以上の者が八万六千
 八、五万円年金を受ける者の数が三万一千人、し
 たがって四十八年度中に新たに老齡年金を受ける
 者全体に対しては五万円年金の受給者は二三・
 九%、そのうち加入期間が二十年以上の者につ
 て見ますと三六・三%、それから平均的な年金の
 金額であります、四十八年度中に新たに老齡年金
 を受ける方についていいますと、いま申しました
 十三万一千人の平均的な年金額は、月額一万九千六
 百円である者が四万円になります。それから八万
 六千人については二万二千円が四万五千五百円に
 なります。そういうことでございます。

○審判タケ子君 で、これはなぜこれをお伺いを
 申し上げたかといいますと、これは資料をちょっ
 とお願いしたのだけれど、計算が長いことかか
 るという資料はいただけなかった。後ほどでき
 るらいただきたいと思つてはいるのですが、というの
 は、年金受給者の中で、平均がこれ、四万円とお
 っしゃったですね。きのう聞いた資料では三万六千
 円という。きのう聞いた資料が間違つていて、き
 ょう局長が言っているのが正確なんでしょうか、どつち

が正確なのか、ちょっと困るのですがね、これ
 は。

○政府委員(横田陽吉君) 四万円と申しましたの
 は、四十八年度中に新たに老齡年金を受ける者十
 三万一千人についてでございます。改正時点が四
 十八年の十一月一日でございますから、この時点
 を切りまして老齡年金を受けておられる者につ
 いて申しますと、その数は七十六万二千二人、で、現行の
 年金の平均額が一万六千五百円、これが改正後
 は三万六千円になるわけでございます。ですから
 いろいろなり方がございまして、一番わかり
 易いのは新たに年金受給を受ける者についてどうな
 るかという将来の姿、それから四十八年度全体を
 通じて、年度末にどういうことになるかと、この
 点を申し上げたら御理解がいただけるかと思つて
 その二つを申し上げましたが、三万六千円は改正
 時点において老齡年金を受けている者についてで
 ございます。

○審判タケ子君 なぜこれをお伺いしたかと申し
 ますと、五万円年金といわれているわけなんで、
 改正法案で年金受給者、たとえば厚生年金の受給
 者の中で何%か五万受けられると、平均というの
 が三万六千円だと、一番単純に言われた全体の平
 均ですね。三万六千円というラングが平均だとい
 うのだから、大体その平均が一番多くて、山にな
 っておるのではないかと、で、そういう年金、二万
 四千八百円を最低として、今度衆議院の修正等が
 含まれて五万二千二百四十二円になったというふ
 うに伺つておりますが、そういうこの五万円を頂
 点として二万四千八百円を最低として、年金受給
 者全員がどのような分布に位置するかということ
 をお伺いしたいと思つて実はお伺いしたのです
 けど、ところが平均金額は計数的に簡単に算出可
 能でも、分布はつかないで、これじゃ困ると思
 う。五万円年金というふうに公約をされて、それ
 を実現するための法案が提案をされておる。そう
 して、受給資格者がどのようなラングに何%ず
 つ配置されるかというふうなことが明らかに
 かどうかというのは、これは審議をしていく過程

で非常に必要であります。これは不幸にしてき
 ょうは資料をいただいておりますが、これは後ほ
 どいただきたい。

で、それはさておきまして、五万円年金という
 形でいわれておつて、改正法案によって全受給者
 のうち、五万円年金を受けられる人がいまの御説
 明では一三%余りですね。こういう状況になつて
 おるわけですが、自民党の選挙公約で五万円年金
 であつたと、これには注釈がついておるわけだ
 高福祉・高負担という断わりが注釈されている。
 国民は、しかし宣伝の重点からいって、当然、五
 万円年金を受け取れるものと、これは与党の自民
 党さんがおっしゃるんだから、当然、思うのはあ
 りまいでございまして、ところが、事はこの宣伝
 とは違ひまして、五万円年金を受けられる人は、
 受給資格者のうちの一〇%余り、そして、逆に保
 険料が大幅な引き上げになつてくる。で、保険料
 の引き上げといふのは、これはもう強制加入
 ですから、確実に取られるわけですね。

参考、今回の保険料の値上げによつて賃金月
 額、かりに九万円、十五万円の男子労働者で、年
 間の保険料はそれぞれ幾らになつて、現行と比べ
 てどの程度の増徴になるのか、それをちょっとお
 聞かせをいただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 被保険者本人の負担分
 について申し上げます。

まず、九万円の報酬月額にのりつきましては、
 月額三千六百三十四円、年額にいたしまして四万
 三千六百八円、改正前に比べますと、月額で六百
 九十円増加、年額で八千二百八十円の増加であ
 ります。

報酬月額十五万円につきましては、月額五千九
 百二十五円、年額七万一千百円、改正前に比べま
 して月額で千六百三十七円、年額で一万九千六百
 四十四円の本人負担分の増加になります。

○審判タケ子君 いまおっしゃられましたよう
 に、月給九万円の方々は、ラングが変わらないの
 であまり大きく動かないみたいですが、それでも、そ
 れにしても、年額は八千二百八十円の増徴になる

と、さらに本委員会に上程されております健康保
 険法の改正、これを含めまして、これまた、たい
 へんな増徴になつて、おそらく九万円のラングの
 人でも、一万円をこす増徴分になるのではないか
 というふうに思うわけですね。それから十五万円の
 場合に、これはラングが変わりますからたいへん
 大きく増徴分が出てくるわけですね。それ、いま
 言われたように、一カ月に千六百三十七円の増
 になつて、年間一万九千六百四十四円、厚生年金の
 掛け金だけで、それだけふえると、さらに、同じ
 く健康保険料の掛け金、これもいま審議にかつて
 おる法案、これが法案どおりもしいつたとして
 ら、これまた、たいへんなことになると思ふん
 ですけど、参考、十五万円の健康保険の率
 でございますと、現行と比べてどの程度の健康保
 険の料金の増徴になるかをあわせてちょっとお伺
 いをさせていただきます。

○政府委員(横田陽吉君) 便宜、私からお答え
 いたします。報酬月額が九万円の場合に、被保険者
 一人当たりの保険料は現行が三千二百二十円、改
 正後が三千三百五十八円、百三十八円のアップ。
 十五万円の場合は、現行が三千六百四十円、改
 正後が五千四百七十五円、千八百三十五円のア
 ヅであります。

○審判タケ子君 いまも言われましたように、十
 五万円の人の健康保険の掛け金が増徴、一カ月千
 八百三十五円ふえる、年間にして二万二千二百
 程度ふえると、こうなりますと、厚生年金の掛け
 金と健康保険の掛け金を合わせますと、大体大さ
 げに言ひまして四万円をこすんですね、四万一千
 余りの増徴になるという状況になるわけですね。

こういう状況の中で、まあ、いま勤労者は急速
 な、先ほどからも再三にわたつて問題になつてお
 りますように、経済情勢の変動、特に急激な物価
 の上昇等で勤労者が非常に生活がやりにくいとい
 う状況の中で、年金の保険料、健康保険の問題はさ
 ておきまして、年金の保険料の大幅引き上げをな
 ぜ急がなければならぬかという点についてお聞
 かせをいただきたい。

期的視野に立っての財政設計をいたします際に、今回お願いする保険料はこの程度でなければならぬ、こういうふうな基本的な考え方でございます。もし、詳しくその辺のことについてのお求めがございましたら、多少詳しく御説明いたします。

○政府委員(出原孝夫君) 厚生年金の四十八年度の保険料収入につきましては、政府原案で一兆三千四百四十八億円でございます。で、衆議院で修正が行なわれましたので、衆議院修正後で申し上げますと、一兆三千百八十七億円でございます。

なお、利子収入につきましては、政府原案で四千五百九十四億円、衆議院の修正後で四千五百九十億円でございます。

うしますと、利子収入は四千五百九十四億ですね。ざっと。はるかに利子収入のほうが多いという状況になっております。で、かりにこれを保険料の収入を上げない、引き上げをしないとすれば、収入は幾らになります。

○奢脱タケ子君 いま、保険料収入を値上げをしないとすると、一兆二千三十二億だというふうにおっしゃられたのですね。利息はどのようになります。

○政府委員（出原孝夫君） 四千五百八十三億でこ

○香脱タケ子君 いずれにいたしましても、今回の保険料収入の引き上げをやらなくても、これはあまり大きな変化がないと、かりに保険料収入を値上げをしないで、そうして五万円年金と政府はおっしゃっておられますが、私どもは六万円年金

れをべん試算をお願いなんです。これはお尋ねするということで申し上げておいたのですが……。

○政府委員（横田陽吉君） 保険料率を現行の千分の六十四に据え置いて、給付水準を政府原案の二

と申し上げようか、よろしゅうございますか、ずつと申し上げて。それから四十九年度は保険料が一兆三千八百六十億円、利息が四千九百七十億円、

千二百九十億圓、収支残が九千五百七十億圓。五十一年度は保険料が一兆八千四百二十億圓、利息が六千二百二十億圓、支出額が一兆六千八百六十億圓、収支残が一兆四百五十億圓。それから五十二年度が、保険料が一兆二千二百億圓、利息が六千七

積み立て金の保有高が四十八年度末は七兆八千億円、四十九年度は八兆七千億円、五十年度は九兆六千億円、五十一年度は十兆七千億円、五十二年度は十一兆八千億円。おっしゃられたとおりの計

算をかりにいたしますと、以上のような数字です。

保険料を上げないで、しかも、政府原案の給付を単純に二倍にして、そうして五年間の財政推移を算定をしていただいた。そうしますとこれは年々支出残が昭和四十八年度でも一兆一千三百七十億。それから五年後の五十二年では一兆一千四百

○政府委員(横田陽吉君) 基本的には先ほども申し上げましたように、年金の受給者と被保険者数、つまり受給を受けるほうと、その保険料を負担するその関係が問題であります。それで四十八年度について申しますと、典型的な年金は老齢年金で

す。それが一〇%をこしますのは、昭和六十二年ごろになりました、六十五年になりますと、被保険者数が二千九百二十一万九千人に対して、

すと、被保険者数は三千四十二万五千人で、受給者が八百二十二万六千人、割合は二七%、ざっと十人で三人の老齢年金の受給者をかかえる、こういうふうなことになります。

それで問題は昭和八十年とか、八十五年という

十歳で会社に入った方がおられますと、昭和八十年はこれから先三十二年後でございます。したがって、その方はまだ五十二歳でございますして、おそろくまだ受給者ではございませんで、被保険者であ

るわけでございます。それで事ほどさように、抛

昭和八十年という時期も、それほど遠い先ではなくて、まあ、新規採用の方がまだ被保険者でおられる期間、時期ということでございますので、私どものほうといたしましては、このような受給者が被保険者に対して相当比重が大きくなること

ではなくとも、相当老後生活をささえる柱として、充実しなければならぬという観点から考えました際に、年金が出なくなつたから、またどこかへ働きに出る、こういうことはなかなかできませんので、私どもといたしましては、当然来るであ

したが、いまして、四十八年度から五十二年あたりのこの辺をとってみますと、五十二年ではまだ受給者が百二十五万八千人で、パーセントで申しま

ましたら、どんな設計でもできると思います。ただ、しかし、いまぐとくどく申し上げましたようなそういった事情を背景にして考えますと、私どもはやはりどうしても来るこういつた時期、しかもそれは常識では遠い将来のことかも知れませんが

財政というものは設計すべきものと固く確信いたしております。

○香脱タケ子君　かりに私は五年間の数値を算出していただいたわけですけれども、五年先の昭和

五十二年というのは、まだ受給者があまり成熟を

していない。だから残も多いし積み立て金も蓄積されるんだ、しかし、三十年以上たつてからの成熟期を考えると、その被保険者の増と年金との関係で安全率を見なければならぬんだと、こういう御見解のようですけれども、これはしかし三十年先、四十年先の安全率を見るために、いまの国民生活の実態を考慮しなおさねばならないという点に、やはり国民の同意というものがなければならぬ。少々苦しくても四十年先のためにたくさん出しますというふうに、国民がこれに了承して出すという場合には、これはもう全くけつこうだ。しかしそうじゃない。現実には被保険者は保険料の大幅引き上げについては非常に大きく反対をしております。御承知のとおりです。四月十七日の年金ストライキ、これは日本の歴史始まって初めてですよ。年金問題を柱として労働者がストライキをやられたということは、御承知のとおりですが、それほど、事はどさよに、年金の充実と同時に、保険料の大幅な引き上げ、これには反対だ。特に負担割合についても、従来の政府原案の五対五、これをむしろ労働者三、資本家が七というふうな負担割合に変えてほしい、積み立て方式を賦課方式に変えてほしい等々の意見を掲げて有名な年金ストライキまでやられている。したがって、これは政府の側で、三十年、四十年を見越した安全率を見たらこうなんだ、こうなんだとおっしゃっても、これは国民が同意をしなければや

りだめだ。

そういう点でお尋ねをしたいのは、本来年金というものは制度的に国民的な同意というものが前提でなければならぬと思う。特に三十年、四十年先の安全率を見て大幅値上げするんだという場合には、国民の同意というものは何よりも必要です。そういう立場でお尋ねをしたいのですけれども、どういう形で制度的に国民の同意に達するやり方をしようと考えておるか。いま私も拝見しておるのでは、審議会があるだけで、被保険者が運用に対して少しも参加ができるという状況はない。この状態のままで国民の同意を得ようとし

たつて無理です。そこで、制度的に国民的な同意を得るために政府としては何らかの具体策をお考えになっておられるかどうか、これを伺いたい。

○政府委員（横田陽吉君） 事柄が保険料の問題についての御質問でございますので、それに限定してお答えいたします。この保険料の引き上げにつきましても、これは法律事項でございますので、今回引き上げにつきましても、このような引き上げをいたしたいというのを国会に法律案として御提出申し上げておるわけでございます。

○審議タケ子君 いや、国民代表の審議機関である国会に出しているのだからそれ以上のことはあるまいと、それじゃ困る。何のために一ぱい審議会をつくっているか、政府は。諮問機関、審議会というものを一ぱいつくっているですね。少なくとも問題になるのは、国民の同意を得る必要があるというのを申し上げておられますのは、被保険者が掛け金を掛けておられるわけですから、その金は、いまも試算をさせていただいたら、五年間は値上げをしなかつたって金は余っている。先ほど私は、政府の給付の単純二倍という大幅な給付改善を原案としてやってさえ金が残っているという実情を見たら、被保険者は、これは単純に理解をしませんよ。値上げについて、三十年、四十年先になつたらよけい金が必要らしいから喜んで出しますと、そんなことじゃないです。そういう点で、もっと具体的に国民的な同意を得るための制度を考えるべきである。少なくとも国会に出してありますというふうな、そんな大それた言い方だけではなくて、それは最高機関だから最も国民の同意を得る場かも知れません。しかし、専門的に自分たちが掛けた掛け金の運用についてどうなるかという点を綿密に審議のできるといふ運営機関というものは当然必要です。そういう点で、被保険者が過半数を占めるような運営機構、そういう点での制度的な改善、国民の同意を得ていくための改善、そういう点をお考えになつていかどうか、これをもう一度お聞かせをいただきたい。

○政府委員（横田陽吉君） 先ほどの御質問の趣旨が保険料の料率の点についてでございます。料率は法律事項でございますので、国会に御提出申し上げておると、こう申し上げましたが、ただいま御質問を伺っておりますと、資金の管理運用の問題のようでございます。で、この資金の管理運用の問題につきましては、現在はこの資金は資金運用部資金に預託いたしております。で、ただ、この資金の特殊性というのを考えまして、中的に使つてもらうような、そういうことになつておりますし、それから資金運用をつかさどる場合の資金運用の審議会というものがあつたが、ここには事実上社会保険審議会、国民年金審議会、そういうところの委員の方がそちらのほうの委員も兼ねておられるとか、いろいろなかしかけがございます。ただ、よりよく被保険者の意向を反映させるために、何らかのくふう、改善を将来にわたつてなすべきではないかという点につきましても、これは私も同じように考えます。したがって、さらによく意見を反映させるような、そういう場を厚生省の部内にまたつくりました。そこでいろいろ将来にわたつての年金資金の管理運用についての意見というものをとりまとめられるようなことは十分考慮してまいりたいと思

います。

それから直接御質問にはなかつたのであります。が、いまの被保険者が将来のために保険料を一ぱい出すことについて反対だということであれば、これはためではないか。それは法律がそういうふうな御決定になればそれとおりでございますが、ただ、多少おこたはを返すようでございますが、私どもがより心配いたしておりますのは、将来の成熟期におきまして十人で三人もの受給者がかかる、そういう段階になつて、現在の終生積み立て方式を放つてきつて賦課方式でまいりました場合には、そのころになりますと、その時期の被保険者の保険料が極端にはね上がるわけでござい

ます。そういう場合に、何年か前の被保険者は、ほとんど保険料らしい保険料は払つておられないので、自分が受給者になる際に、その時代の被保険者に対して極端に高い保険料を掛けるのはいけないことだというふうなことで、むしろ成熟期になりましたから、賦課方式等の考え方でまいりました場合には、非常に巨額の保険料を負担しなければならぬということについて、もし国民的な同意が得られない場合は、賦課方式というのは、まあ、端的に申しますと、必要な保険給付をその時代の保険料でまかなう方式でございますから、とたん保険財政が破産をいたします。私どもは、むしろそういう心配をしておくのが、年金財政の設計の際に最も大事なことでありうふうに考えておりますので、あわせてお答えいたします。

○審議タケ子君 局長、あなたはぜひごん人をお食つた答弁しますね。保険料のことだと思つたからといって、あなたはそうおっしゃつたですけれども、保険料率を上げるかどうかというのは、これは年金の保険料全体の料金の運営を考へて保険料率の値上げを提案しているのと違ふのですか。保険料だけ一人歩きしているのですか。妙な答弁のしかたはせぬといひください。私は保険料率の引き上げだけが一人歩きをするもんだと思つていない。だからああいう質問のしかたをした。妙な言い方するですね。

で、私が申し上げているのは、先ほどから申上げておるの、あなたのほうで試算をしていただいたのは、かりに五年ということをし上げた。将来とも保険料を値上げするとか、せぬとかいうようなことを言っていない。少なくとも五年は値上げをしなくても、あるいは政府原案の給付でいくならば、引き下げたつてやっていると、いう数値が具体的に示しているじゃないかということをし上げておるのです。したがって、時間の都合もありまして、それ以上申し上げる気はありませんけれども、数値が明確に示しておるの、保険料率は値上げをしなくてもよろしい、むしろ現行の政府の給付の案であれば引き下げたつてやつていけるんじゃないかというふうに昭和五十

二年度までの試算の数字は示しておる。したがって、当然、国民の要求であり、被保険者の要求である大損保料の引き上げ、これは論議は乏しいと言わざるを得ないというふうに思うわけだ。

御意見があったら伺っておきます。

○國務大臣(齋藤邦吉君) いまお述べになりましたように、五年間の問題置きましていいじゃないかと、いろいろな御意見、よくわかりました。それはそれで一つの御意見でございましょうが、そういう考え方に立ったのでは、長期安定した年金制度の育成はできませんというのを私は申し上げておるわけでもありません。現在にはなほあまり保険料を上げても済むかもしれせん。それはそのとおりですよ。数字がその通り示しております。しかし、そういう考えでいったのでは、長期にわたる年金についての責任を持つ私どもとしてはそういう財政の不安定を来たすようなことはできません、こう申し上げておるんです。

○香脱タケ子君 それについては見解の相違になるでしょうけれども、いまの国民生活の、経済変動のきびしいとき、物価高でずいぶん苦しんでいるとき、少なくとも五年ぐらいたるに置いて国民の負担を増長させないというふうな立場をおとりになるというときはきわめて必要であるということとを、特に申し上げておるわけです。そして、年金制度につきましても、これはわが党におきましてもそうでございますし、野党四党の共同提案でも、賦課方式をやれというふうな見解もあるわけですから、そういったいろいろな見解というふうなものもある中で、しかも三十年、四十年というふうな安全率だけでいま国民に多くの負担をかけるというふうな保険料の大幅引き上げ、これは認めたいという事です。

次に進みますが、先ほどからも話が出ましたように、四十八年度末で約九兆五千三百億に年金がたまる、厚生年金、国民年金、両年金の積み立て金かたまるわけです。で、この大部分が資金運

用部資金として運用されているというのは先ほども御説明のあったとおりです。で、年金積み立て金が大企業に使われているんだという批判が非常に多いという事は御承知のとおりです。

そこで、四月二十五日に参議院でわが党の加藤議員の質疑に対して、厚生大臣が、大企業や基幹産業には全然使っていないというふうに御答弁をされておりますが、これはそのとおりでございませうか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 厚生年金の積み立て金につきましては使途別分類表というものを明らかに示しております。したがって、その中では産業や貿易などには一文も出しておりませんとはっきり申し上げておまして、使途別分類表をのらんだだけばそれは十分おわかりになっていただけたらと思います。

○香脱タケ子君 大企業や基幹産業に使っていないとおっしゃるんですね。分類表で見ればはつきりすると、こういうふうにおっしゃっておるわけでございますが、直接大企業や基幹産業に融資しないとか、あるいはそういった点の制限をする法的な根拠というのは何かございませうか。

○説明員(山口光秀君) 資金運用部資金法の三十六年度の改正によりまして、いわゆる使途別分類というものをやれということになっておまして、それは年金資金等と郵便貯金資金等と区分してその表はつくれということになっておりますが、その中で、その使途別分類表はつくれということになっておりますが、どこに何を使っちゃいかぬというふうな法的な根拠はないと思います。○香脱タケ子君 使途別分類表をつくれということはあるけれども、どこに何を使っちゃいかぬという制限的な法律はないということですね。

で、それじゃ、ここで最初にお聞きしておきたいと思ひますのは、年金積み立て金を一体どう見るかということですね。国家資金として見るのか、被保険者のものとして見るのか、その点はどうでしょう。これは大臣の御見解を伺っておきたい。○國務大臣(齋藤邦吉君) 積み立て金は、御承知

のように将来の年金給付に充てるための財源として徴収しておるものでございませう。

○香脱タケ子君 いや、だから財源として充てるものだという事は、被保険者のものという意味ですか。あるいは国家資金というふうに言うべきなんですか。どっちですか。

○政府委員(横田陽吉君) 多少補足いたしますと、積み立て金は、大臣のお答えのとおり、将来における年金給付の財源として積み立てておるわけでございます。ただ問題は、そういった財源として積み立てておるその資金の管理運用の問題にございまして、有利でありかつ被保険者の利益にできるだけつながらるようなそういう運用をすべきものと、ただその場合に、それなら年金資金だけを全然別個に運営するかどうかと、この問題につきましましてはやはり相当の金額のものでございませう、それから国家経済に及ぼす影響等も考えますと、やはり一元的な管理運用をするのが適当であるという考え方から、私どものほうでは将来の給付財源であるこの積み立て金を資金運用部に預託をいたしておるわけでございます。

○香脱タケ子君 ちょっとわかりにくいんですが、まあ、あとにしまししょう。

それじゃあ、その年金の積み立て金、管理運用といまおっしゃったんですが、運用目的というのは何ですか、管理運用の運用目的。

○政府委員(横田陽吉君) 資金の管理運用でございますが、先ほども申し上げましたように給付財源でございますので、できるだけ財源的にこれが有利に運用されるということ、それから同時に将来にわたって確実に運用されるということ、それからもう一つは被保険者、事業主がそれぞれ負担した金のたまりでございまして、その運用については、先ほど来御議論のように、使途別分類表等ではつきりできるだけ被保険者の利益に結びつくような方向に運用されること、まあこういうことだろーうと思います。

○香脱タケ子君 そうすると、積み立て金の運用というのは安全とできるだけ有利にということだ

けで、その運用についての法的根拠はあるんですか、ないんですか。

○政府委員(横田陽吉君) 資金運用部資金の運用についてはどのような法律に基づいてどう運用されるのかは大蔵省のお仕事であります。私どものほうといたしましては、いま申し上げましたような観点に立ちまして運用されることを期待いたしておるわけでございますし、いままでのところ、そういった観点に立って、いろいろ従来から管理運用については、事実上改善が積み重ねられてきておると思っております。たとえば「(1) (6) 分類につきましましての資金の運用につきまして八五%までそれに使つてもらうというふうなことから、それから還元融資の問題につきましては、今年度から当年度における預託金増加額の四分の一を三分の一まで引き上げて額をふやす」という問題とか、そういうことがその一つの事例でございませう。

○香脱タケ子君 年金積み立て金の運用について何か法律的に規定をされているかどうかということとを伺いたしたのですけれども、これはないのですね。

○説明員(山口光秀君) 資金運用部資金法によりまして、政府の特別会計積み立て金、余剰金等は資金運用部資金として一元的に預託していただく。もともと、簡易生命保険特別会計のごとき例外はございませうが、原則としてそういうことでございませう。それは資金運用部資金法でございませう。○香脱タケ子君 資金運用部資金法にそれは書いてあるが、年金積み立て金についての運用の目的といたしましての規定があるのかないのかということとを聞いています。私はないのだからと思う、はつきりせぬのは、あるのですか。だって、もう言いますわ、時間がかかるから、「年金資金等の運用について」といって申し合はせています。大蔵省理財局長と厚生省の年金局長とやっています。これは、法律と違ひますでしやう、話し合ひです。よね。だから、法的根拠はあるかないかと聞いておる。ないから運用についての相談をしてお

るのでしょう。連うのですか。

○政府委員(横田陽吉君) それはやっぱり事柄によろうと思います。したがって、いま引用されました、私と理財局長との話し合いの結果の文章も、そういったことは両行政当局者の間で適時話し合いをいたしまして、両方の納得のいくような運営をするということが望ましいという観点からいたしておるわけでございまして、もしそういったようなことも法律でもって明記すべきであるという御意見もあり得ようかと思いますが、私も、そういうことはやはり資金積み立て金の性格なり何なりから、おのずからにじみ出てくることではないかと、その辺両行政当局者間で、このようにこととやりましようというふうなことで、その問題については必要にして十分であり、別段法律にそういったことを明記する必要もあるまいという考えを持っております。

○審判タケ子君 私は、法律で規定したほうがいいとか悪いとかという意見を述べているのじゃないか。そういう目的を規定する何か法律があるのかどうかというところをお伺いした。いまもお話のように、法律があるわけではなくて、うまく運用するの、大蔵省の理財局長と年金局長とが運用について話し合ってきたことについて、こういうことですね。これは厚生省の年金局が出している「年金問題」「昭和四十八年は「年金の年」というパンフレット、これを見ますと、年金積み立て金というところにこのように書いてある。一三ページに「年金積立金はすべて資金運用部に預託され、国の財政投融資の一環として運用されているが、その運用先は、いずれも国民生活に直結するか、関連する部門に限られている。こういうふうな書き方である。また、その三ページには「このように書いてある。」「積立金は産業優先に使われているか」「一部に、加入者から強制的に取り立てられた保険料が加入者や年金受給者のために使われずに産業優先に使われている」という議論がある。しかし、積立金が産業優先に使われているという批判はあたってはいない。

すでに説明したように、年金資金は住宅・生活環境施設等をはじめすべて国民生活に直接役立つ分野か国民生活の基盤となる分野にあてられており、基幹産業や貿易などには全くふりむけられていない。「こういうふうな書き方されているわけですね。」「ところが、ちよつと先ほど使途分類のお話が出たのですが、こういうことで全く国民生活に役立つものに使うんだというふうな言われているわけですが、その使途分類を見ますと、日本道路公団だとかあるいは阪神高速道路公団、首都高速道路公団などかなり貸し出されている。ちよつと資料を置いてきたらいいのですけれども、昭和四十七年度には千七百三十五億円、四十八年度は二千六百三十六億円、債券の購入という形で融資がされているわけですね。

それから高速道路、有料道路というのは、これは生活道路の整備とは違ふ。生活道路の整備に金を使っているというのなら国民生活に深い関係があると言えなければならぬ。高速道路というものは御承知のように大都市の高速道路では、公害や騒音や振動やということ、大体もう公害で批判が多くなかなか思うようにつけられないというほどの状況になっており、また、もっと基本的に言えば、いわゆる日本列島改造論のネットワークのうちの重要な柱、こういうところにくさんのお金が出ておる。まあ、時間の都合がありますから次々申し上げますが、こういう状況になっている。

また、もう一つは、通産省の監督下にある工業再配置・産地振興公団、これは四千万円まで設備資金が貸せると、それから例外ではそれ以上も貸せると、こういうことになっているわけですが、産地振興の目的があるとしても、昭和四十五年——これは私が調査をした資料によりますと、昭和四十五年が四十九社、四十六年度五十二社、これに例外貸し付けをしておいて、五億円程度の融資を行なっています。四十六年度の資料を見ましても大企業がたぐさん入っています。たとえば三井アルミ、それから三井三池製作所、西

部石油、ユニチカ長崎、宇部電気、宇部化学など五億円程度の設備資金と別に運転資金を借りています。それから三井アルミ、宇部電気のごときは、四十五年、四十六年度両年度にわたって例外貸し付けを受けています。これは直接的な大企業に対する融資、金を使っているということとの関係はどうですか。先ほどの大臣のお話のようにですね、このパンフに書いてあるように、国民生活に直結する部門に貸している、使っているという関係はどうですか。

○説明員(山口光秀君) 使途別分類のお話になるわけですが、使途別分類は十二の項目に分けてございまして、(1)から(6)までの住宅、生活環境その他の項目が、いわばその国民生活に直結するという表現で申しております。それから国土保全、道路、地域開発といったような項目、(7)から(10)までの項目につきましては、国民生活の基盤となる事業だというふうに申しております。で、(11)と(12)という項目は、基幹産業なり貿易・経済協力という項目です。で、厚生大臣が御答弁になりましたのは、(11)、(12)という項目には年金資金等は充當されてないということを申し上げたわけでございます。

道路でございますが、いろいろ考え方はあるかと思いますが、高速道路につきましても、国民生活の基盤となる事業ではないかということ、年金資金等を一部充當しているわけでございます。金額的に申しますと、四十七年度の七百七十七億から四十八年度の六百九十九億というふうに、(11)「(6)」分類のほうに重点を置いて年金資金等を配分しております関係から、(7)から(10)までの分類のほうは、むしろ減額するということになっております。

また、産地振興の問題につきましても、これは一種の地域開発であらうかと思いますが、その地域開発の分類の金額につきましても、四十七年度の四百四十八億から三百六十億というふうに、四十八年度は若干減少しておるという状況でございます。

○審判タケ子君 厚生大臣が言われたのは、この使途別分類表の(11)と(12)、基幹産業と貿易・経済協力、これには使われてない、という御意見だということですね。それ以外のところはこれは話は別だ、というふうなことでいいですね。

じゃ、もう一つ実例を出しましょう。これは日本開発銀行、これにも出てくるのですが、財政投融資資金計画を見ますと、日本開発銀行に昭和四十七年度は三千六百四十億、四十八年度は三千八百五十七億、これは資金運用部資金です。資金運用部資金というたらいろいろあるからという御意見が出るだらうけれども、資金運用部資金です。金に色目がついていないからわからへん。この日本開発銀行というのは、これはまあ、中小企業に大体融資をするような銀行ではなくて、大企業にしか融資しないという銀行ですね。そこでこの日本開発銀行の業務目的及びおもな業務、相当金が出ていますから、その点を最初にお伺いしたいと思ひます。

○説明員(山田幹人君) お答えいたします。開発銀行は、長期資金の供給を行なうことなどによりまして、産業の開発及び経済社会の発展を促進するために一般の金融機関が行なう金融等を補充し、または奨励することを目的として規定されておまして、具体的には次のような業務を行なうことができることになっております。

まず最初に、開発資金の貸し付けでございます。二番目が、開発資金にかかる社債の応募。三番目が、金融機関の貸し付けにかかる開発資金の返済に必要な資金の貸し付け等。四番目が、開発資金にかかる債務保証。五番目が、低開発地域における大規模工業基地建設事業を行なう者に対する出資というところでございます。

○審判タケ子君 日本開発銀行の「業務方法書」というのを見た、目的は、いま課長がおっしゃったとおりですね。その内容に「目的を達成するため、次の業務を行なう。」というところを見ますと、こう書いてある。(1)は「産業の開発及び経済社会

数字を出していただいて、もしも年資金のほう
が生活関連に融資した資金よりも非常に少なけれ
ば、大部分は生活関連に流れていると、こういう
ふう理解できるのではないかと思うのですが、
どうでしょうか、そういう考え方をしたら……。

○菅税タケ子君　いまのお話でございますけれど
もね、これは私、百も承知の上で申し上げてい
るのです。国民年金資金が資金運用部資金に預託を
して、最も、安全確実に運用するんやというふう

ますが、使途別分類の国民生活に直結する部門と申しますのが第一分類から第六分類までのいわゆる「(1)〜(6)」分類というところでございます。それが資金運用部資金全体といたしますと、四十八年度の計画額は三兆五千億になっているわけでございます。それを年金資金等と郵便貯金等とで、年金資金等が約一兆五千億、それから郵便貯金等が約二兆円、合わせて三兆五千億ということになっているわけでございます。ところが年金資金等の今度全体を見ますと、財投計画に載っておりまして、(1)〜(6)分類からはずれませんが二千六百億程度あるわけでございますけれども、年

金資金等の中で。しかし、これは考えようでござい
ますが、(1)・(6)分類全体で三兆五千億でござ
いますから、いわば年金資金等は全部その中に
入っちゃっていると考えることも不可能ではない
わけでございますが、しかしたいだいまの政府が発
表しております分類のしかたは、そうでなくて、
先ほど申しましたように「(1)・(6)分類が一兆五
千億、その他が、(7)から(10)までが二千六百億、合
わせて一兆七千億という分類になっているわけ
でございます。

ます。そういうことを会計別にはつきりしておけばこんなややこしいことにならぬで済むわけです。資金運用部資金にどんぶり勘定にしているから問題になっているので、カバーするとかせぬとかという問題じゃないわけですから、その辺のところは見解の違いがあります。しかし、これはあとに残します。

次に、先ほどちょっと申し上げましたが、私鉄の例をとってみたいと思うのですけれども、私鉄の例でも、——これは輸送力の増強にも該当する。それから私鉄はこれは御承知のように民間デベロッパーでもあります。それから有価証券報告書の昭和四十六年九月から四十七年の三ヶ月、これを見ますと、やはりこれも日本開発銀行から東京急行は十億円、それから年金福祉事業団から五億二千三百万。それから西武ですね、西武鉄道は日本開発銀行から六十七億八千万円、それから年金福祉事業団から二億四千九百万円。まあ、ずうっとたくさんありますが、東武鉄道では、日本開発銀行から九十億、それから年金福祉事業団からは二億五千万ですね。これは東武鉄道の場合には、日本開発銀行からは返済期限が昭和六十六年、福祉事業団からは昭和七十七年ということになっている。これらの会社の営業実績、こういうものを見ますと、これは東京急行では四十六年九月から四十七年三ヶ月、半年間の法人税等の引き当て前の利益というのは十二億八千六百万、それから引き当て後は八億八千六百万、西武では引き当て前は十八億一千五百万、引き当て後は十一億三千三百万というふうに、ずいぶん大きな利益をあげ

○奮脱タケ子君 社宅とか体育施設等に使つておるといふことですが、そういう年金福祉事業団の大企業と中小企業に分けての融資現在高、これはどうなっていますか。そして利率はどうなっていますか。

○政府委員(横田陽吉君) 年金福祉事業団が行なっております融資につきましては申し上げますと、昭和四十五年度における住宅融資は二千六百三十八件、金額にいたしまして六百八十五億円であります。この場合、大企業、中小企業の別でございしますが、大企業というのは、従業員数で三百人以上、商業、サービス業では五十人以上、こういったものを大企業という扱いをし、それ以下のものは中小企業という扱いをいたしておりますが、件数で申しますと大企業が一千四件、中小企業が千六百三十四件でありまして、この件数で申しますと中小企業が全体の六二％になっております。それから金額面で申しますと、大企業が、まあ、同じような分類の大企業、中小企業でございしますが、大企業が三百五十九億円、中小企業が三百二十六億円でございまして、大企業が全体の五二％でございします。それで多少大企業の方が多いような感じでございしますが、別に私ども政策的に大企業優先をしているわけでも何でもなくて、要するに、こういう事業をやりたいという申請がございしますと、そういった申請の内容の適否を判断いたしまして融資いたしておるわけでございまして、大體おしなべて言えますことは、規模の大きい企

業の場合には一件当たりの平均金額が大きいわけ
でございまして、金額面では大企業のほうが多
少半分以上を占めておると、こういうことであり
ます。

それから貸付利率につきましては、大企業に対
しては七％、中小企業に対しては六・五％であ
ります。

○香取タケ子君 お聞きするまでもなく説明があ
りましたのですが、やっぱり大企業といわれるほ
うに多い。しかし数年前と比べますと、比率はだ
いぶ変わってきたのですね。四十五年度の資料に
よりますと、四十五年度の場合には大企業が四
百二億で中小企業は二百八十六億というようにな
り大きな開きが出ておったわけですね。それがだ
いぶん詰まってきたわけですね。その傾向はどう
ですか。その傾向はどうなっているのですか。私、
いま申し上げたのは四十五年なんです。局長いま
おっしゃったのはいつの分ですか。

○政府委員(横田陽吉君) ただいま、私申しまし
たのは四十五年の住宅に対する融資。先生のは、
おそらく住宅、それから病院、スポーツ施設、こ
ういったものを含めての数字だろうと思いたす
が、——全体として申しますと、大企業と中小企
業の貸し付けにおけるシェアの問題であります
が、四十四年度は大企業が四七、中小企業が三五、
それから労働団体等がございまして、これが一八
であります。それから、これは抜きまして四七対
三五、四十五年になりますと大企業が四九対三五、
四十七年になりますと、大企業が四四対四八と、
ですから傾向として大企業のほうがどんどん多
くなるとか、少なくなるとか、そういうことはご
いせんようです。それで、年金事業団の場合は、
納めていただいた保険料を還元してという考え
でございまして、したがって中小企業の場合に
は、従業員数も少ない等の関係があつて、したが
って、融資金額等についての制約は大企業より小
さいということがありますし、また、さつき申し上げ
ましたように、一件当たりの金額につきましても
大企業のほうが大きいことがあります。ただ、

そういう要素があるにいたしましては、大企業
のシェアというものは必ずしも大きくないので、
したがって、年金事業団の場合には、そういう
大企業優先であるというふうな政策意図が全く
ないというところは御理解いただけると思いたす
ます。

○香取タケ子君 意図的にやっているというふう
には思っていないのですけれどもね。これは年金
福祉事業団がいま局長も四十五年とおっしゃ
たので、私もいま手元にある四十五年の資料によ
りますと、大企業・中小企業・団体等別借入申込
および貸付決定件数・金額」というふうな資料が
あるのですがね。これによりますと、四十五年大
企業は四百二億、中小企業は二百八十六億、こ
ういふふうになって、客観的には大企業のほうが
はるかに多いというふうなことになるわけな
す。で、こういう問題もやはりこれは住宅を建て
たり、体育施設をつくったりしているわけだから、
その企業の労働者には役立っているといえ言え
ますけれども、国民の立場からいえば、大企業に
利しているというふうに見られる条件にやはり
なっていると思うのです。

それはさておきまして、今度の改正案では、個
人の住宅建設融資ができるようになったのです
ね。提案をされているのです。で、これは厚生
大臣、国民はいまマイホームをつくる場合に、銀
行ローンで一体どのくらいの利率で金を借りてい
るか御承知でしょうか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 八％程度だと理解いた
しております。

○香取タケ子君 おっしゃる通りに、これ毎日、
新聞の広告欄にいつも出ておりますけれども、大
体それを見ますと、おおむね八・四％から九％の
利息を取られておる。で、国民の立場から見ま
すと、低賃金の中で実際に生活して貯金をして、
しかも高い利息を払ってマイホームを片方ではつ
くっている、片方ではいまの福祉事業団の貸し
付けの内容を見ましても、大企業でも七％でしか
も三十年ですね。で、一般の国民は高いローンで、
八・四％から九％という高利で、しかも二十年と

いうふうな形でマイホームをつくるのに営々とし
ているという姿があるわけですね。こういう状態を
国民の側から見ますと、自分たちが掛けている保
険料、これはなるほど年金積み立て金が自分たち
の生活向上のために、また福祉の増進のために有
効に使われていると、率直に感じられるかどうか
かと、この違いを見ますと、大企業が四十五年で
四百二億借りて、住宅をなんかつくっているとい
うわけですね。片方では高い掛け金を毎月毎月
掛けていて労働者は九％も利息を払って、もし
営々と借金に苦しんでいるわけですよ。こういう
状態の中で、年金財政、年金の積み立て金の運用、
そのために、生活向上のため、福祉の増進のため
に使われていると、うまく運用されているというふ
うに率直に感じられるかどうかという事です。

私は感じられないだろうというふうに思うので
す。で、なぜそれじゃこういう不合理なことにな
るかという点なんです。で、年金積み立て金と
いうのは、先ほども伺いをいたしましたけれど
も、この資金というのは、国家資金なのか、何な
のかという御質問を申し上げましたけれども、こ
れは明らかに国民の掛け金なんですからね。国民
のものですよ。それを時の政府が、その被保険者
のために、いろいろ大都市開発とか、地域開発だ
とかいろいろおっしゃるけれども、そういう形で
国民の積み立て金を使っているかどうか、これは
そういうことはやってはならないはずだと私は思
います。で、四十七年の十月に出されました社会
保険審議会の年金保険部会の意見書ですね、これ
を見ますと、たいへんきびしい意見が出ておりま
す。「積立金の管理運用については、——これは
もう百も御承知のとおりですが、拠出者の自主運
用、他の資金との区分管理運用、管理運用に対す
る労使代表の参加及び全面的に福祉のために運用
すること等これまで当部会が一致して繰り返して
望んできたことが未だ実現されていないことは、
甚だ遺憾といわなければならない。積立金の使途

について保険料拠出者の意向を最大限に尊重する
ことは当然であり、かねて当部会が指摘している
意見にそってすみやかに実現を図るべきである。」
というきわめてきびしい御意見が出ておしま
す。厚生大臣、この点についてはどういふふう
に対処なさるおつもりか、その点をお聞かせ願いた
い。先ほど問題になった点もその一つなんです
ね。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 年金の積み立て金は、
先ほど来たたびにお答えいたしておりましたよう
に、年金給付の財源に充てる性質のものでござ
いまして、したがって、それは労使が、労使と申
しますか、納めた保険料の集積でございまして、こ
れはまあ、御承知のように、それを徴収して積み
立てるという段階になりますと、まさしくこれは
政府資金でございまして。政府資金でございまして、
その金というものは労使の保険料の集積である
という実態というものを考えれば、当然被保険者の
福祉のために運用されるようにすべきであると、
これはもう当然のことです。政府資金であ
るからかつてに使っていたと、どこへ使ってもい
いというものではない。被保険者の意向を十分反
映できるようにしなければならぬ。そういう本
来の性質の制約に基づきまして、先ほど来から御
答弁申し上げておりますように、国民生活に直
結し、福祉の向上に直結したほうに使用しよう。
さらにまた、直結しなくても、生活の基盤を強化
するために使いたす。こういうふうな仕組み
で運用しているわけではございません。そこで、運用
のやり方については、資金運用部というものが大
蔵省にできておりますために、まあ、私も一
括して運用していただきたい。そのほうがかえ
って安全に、確実に、有利に運営するにはそのほう
がベターである、こういう考え方に基いて一括
運用ということをお願いしておるわけではござ
いませぬ。しかも運用にあたっては先ほど来申し上げ
ておりますように、使途別分類表というものを
はつきり明らかにして、地域開発とかあるいは交
通機関の整備とか、そういうふうなものには使

ますが、それ以外の、いわゆる基幹産業や貿易には使いませんということをはっきり明らかにしておるわけですから、それはもう、十分、被保険者の意向には沿い得るような仕組みで運用されておるわけですから、いま、これを資金運用部の中で一括運用ということはやめて、厚生省が自主的に運用しようとかいうふうなやり方はどうであらうか。やはり、いつか私が予算委員会でもっと申し上げたんですが、やっぱりこういう金の運用というは、もともと屋はもち屋で運用していただいたほうがいいんじゃないか、それで一括運用ということをお願いしておるわけでございます。もとより、私も厚生省としては、これは零細な保険料の集積でありますから、被保険者の意向に反するような運営が行なわれるということであればこれはいけません。これは私も断固として大蔵省のそういうやり方はいけませんと、そういうことならやめてもらいましょうと、こういうことを申し上げるんですが、そういう、いま申し上げるような支障は何もない、こういうわけでございます。いま、自主運用というふうなことを、全然、厚生省としては考えていない。弊害があればそういうことを申し入れる場合もあると思いますが、いまのところはそういう支障は一つもない、こういうふうな考えておる次第でございます。

○香脱タケ子君 それで、これは私の意見を申し上げたんですが、審議会の御見解、たびたび指摘を受けておる。ところが、そういうふうなことをする考えは少しもないと、これはまた違った話なんですよね。

それはさておきまして、せっかく諮問機関に諮問をして、長年にわたって何べんも言っているのに聞かぬじゃないかといっておられるけれども、聞かぬというのには何か理由がありますか。それやたら諮問委員会、せっかく建議しても政府機関が聞かぬのやたら言うてもしょうがないなということになりかねませんよ。これはよろしいけれどもね、よろしいけれども、たびたび繰り返す言うておるのといつて、たいへんきびしく

書かれておるので、これはどういうふうに進めていかれるお考えかということをお聞きをしたわけですが、お考えはないんだと、いまのところはね。そういうことをやるというお考えはないんだという御見解なんです。私は、先ほど一部留保しておりますので、最後にお聞きをしようと思つておりました。大臣は、基幹産業と貿易、経済協力には使つていないということであつて、大資本には、年金積み立て金はいろんな形で運用されていることはお認めになるんですか。これはさつきもちょっと申し上げたように、私鉄なんか相当出ていますからね。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 私どものほうとしては、先ほど来申し上げておりましたような方針で運用しておるわけでございます。それが大企業であるが中小企業であるが、病院をつくらうや、社宅をつくらうやということであれば、これもけっこうなことだと思います。それから私鉄その他についても、輸送機関の整備をする、それからまた、道路をつくらうにしても、大企業であるが中小企業であるが、そういうことは私は考えておりません。要するに、国民生活がよくなるということだけを考えておるわけでございます。

○香脱タケ子君 だから、大企業にも大資本にも、当然行つておるということでございますね。確認をいたしておきます。

それから管理運営の問題でございますが、私は、審議会の御見解をどうお考えになつておられますかと言つたら、当面、そんなことは一切考えておらぬとおっしゃつたのでございますが、最後にちよつとお聞かせをいただきたいんですが、諸外国の実例でございますね、年金積み立て金等の管理運営について。これは先進国、あるいは先進資本主義国のいろいろな実例等がありますが、これは時間がないから、私が調査をした範囲のことを申し上げますが、御見解を最後にお聞かせを願いたいんですが、社会主義国とは別にいたしまして、ヨーロッパにおける資本主義国——イ

タリア、オランダ、ギリシア、デンマークあるいはフランス、こういうところの実例を見ますと、イタリア、オランダ、ギリシア、デンマークでは三者構成です。労働者、資本家、政府、この三者構成での運営をしております。フランスでも、直接の政府管理ではなくて、全国老齢年金基金が管理をして政府が監督をしている。この資料というの、アメリカ政府の調査による「世界各国の社会保障制度(一九六九年)・社会保障研究所訳」という、これですわ。これによつて調べた内容なんです。そういうそれらの実例を集約をいたしまして、これにはこういうふうな書かれておる。

この本の一八ページに「追求して調べることで、この最も明白な型は、年金の管理が政府のある省や局の手に完全に託されておる国々で発見される。しかし、この型によつて年金の管理を行なう国々は、少数派に属している。多数派に属する国々における年金制度の直接的な管理の責任は、各種の型による準公的な機関や基金に託されている。通常、これらの管理機関は、政府のある省や局によりならぬ形の全般的な監督をうけるが、しかし、他の面では、大幅な自主的の管理が行なわれている。通常では、被保険者、使用者、および政府の各代表を含むある三者構成の委員会が、管理・運営を指導している。しかし、ある国々では、その委員会は、被保険者と使用者だけ、あるいは被保険者と政府の代表にふさわしい二者構成の形を用いている。」等々、書かれております。したがつて、わが国は少数派に属する国になつておるわけでございます。で、民主主義の原則からいまして、やはり先進西歐諸外国の国々の中で、こういうふうな調査をされて少数派に属している、こういう点で、これはまあ、あまりはめられた話ではないんじゃないかというふうに思つておるわけ。この国際的な比較、民主的水準でおくれているという側面、こういうふうな点を大体いつまでも、いま考えてないとはおっしゃつたから、いつまでも続けるおつもりなのか。やはり諸外国並みの水準に早く管理運営も到達するべきではないかというふうに思うのですが、その点についてお聞かせをいただきたいと思つておる。

○政府委員(横田陽吉君) ただいま引用されました文獻でございますが、実はそこを引いておりました管理機構と申しますのは、資金だけの問題なのか、制度の運営、管理まで含めての問題なのか、あまりはつきりしない点がございまして。それで制度の管理、運用まで含めての問題であるといつたしますと、わが国の制度につきましては、厚生年金について申しますと、社会保障審議会——三者構成、それからさらに社会保障制度審議会というふうなものがございます。おそろしく引用されました国々よりも二重にいろいろな方の意見が加わるような形になつておるはずでございます。

それから資金の問題についてだけ申しまして、実は先生おあげになつたほかに、その本にございまして、たとえばスウェーデンの付加年金等につきましては、三者構成とはいひますけれども、公的雇用委員会、民間大企業雇用委員会、小企業及び自営業雇用委員会というございまして、労・使・中立的な意味合いでの三者構成でもない。ことほどさうやうに、制度の管理、運用並びに資金の運用につきましては、世界各國それぞれの制度なり、資金の運用の必要性からいろいろなやり方をいたしておるわけでございます。イタリア等のようなものだけが非常に進んだもので、ぜひ日本もそこまでいかなければ年金に關しての文明度が疑われると、そういうふうなことでもないだらうと思つておる。

ただ、これらの問題につきましては、諸外国の事例等につきましては勉強も、必ずしも、私も十分ではございませんので、今後とも十分勉強はいたしてまいりたいと思つておる。

○香脱タケ子君 いま、おっしゃつたように、これは諸外国の中で少数派であるというの、私の見解ではなくて、この書籍の集約の見解がそういうふうになつておる。わが国が少数派に属しておるといふことではないのか、これはあまり望ましいことではないのか。やはりこれは

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一五十一号 昭和四十八年八月二十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中川区松葉町五ノ三八
加藤賢太郎外十九名

紹介議員 野末 和彦君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一五十二号 昭和四十八年八月二十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市坂田町阿原船一、三
二七ノ四 服部道治外十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一五七号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区森末町四ノ五一
藤江政一外二十名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一五八号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区則武町五ノ三四
奥田久枝外十九名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一五九号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通四ノ三〇
児島光治外二十名

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六〇号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中種区本山町二ノ四〇
加藤さん外二十名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六一号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 愛知県一宮市北神明町一ノ二二
木村初子外二十名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六二号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 愛知県春日井市玉野町一、〇八九
梶田太郎外十九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六三号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区田辺通四ノ三〇
佐藤敏子外二十名

請願者 名古屋市南区上通町三ノ一 澤山
勝蔵外十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六七号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 名古屋市中五軒家町六カトリック
神言会内 石黒俊江外二十一名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一六九号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通四ノ三〇
亀山俊子外二十名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一七〇号 昭和四十八年八月二十三日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通四ノ三〇
佐藤敏子外二十名

紹介議員 松岡 克由君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第二十二号

昭和四十八年九月四日

〔参議院〕

昭和四十八年九月二十日印刷

昭和四十八年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局